

第三に、信託サービスの提供チャネルの拡大の観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等のサービスを提供する信託契約代理店及び信託受益権の販売等のサービスを提供する信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備することとしております。

本案は、第二百五十九回国会に提出され、去る四月二十二日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日当委員会に付託されましたが、以後、今国会まで継続審査に付されていましたのであります。

今国会におきましては、去る十一月九日伊藤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十日より審議に入り、十二日には参考人の意見聴取を行なうなど審査を進め、同日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官 報 (号外)

○議長（河野洋平君） 本日は、これにて散会いたします。	午後一時九分散会
出席國務大臣	國務大臣 伊藤 達也君
（報告書受領）	（報告書受領）
一、昨十五日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。	一、昨十五日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。
内閣総第九八号	内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十六年十一月十五日	（当選証書対照）
衆議院議長 河野 洋平殿	一、昨十五日、線上市場により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わつた。
衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区に	東海選挙区選出議員
おける欠員による繰上補充による当選人に	田村 謙治君
ついて	（応召議員）
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙とのとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第八条第二項の規定により報告する。	一、昨十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。
五六 西村智奈美君	一、昨十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。
五七 中野 譲君	東海
五八 青木 愛君	田村 謙治君
五九 近藤 洋介君	（議席変更）
六〇 小宮山泰子君	比例代表選出
六一 中根 康浩君	東海
六二 田島 一成君	田村 謙治君
六三 長島 昭久君	（応召議員）
六四 神風 英男君	（当選証書対照）
六五 要君	一、昨十五日、召集に応じた議員は次のとおりである。
六六 松崎 哲久君	東海選挙区選出議員
六七 中川 治君	田村 謙治君
六八 馬淵 澄夫君	（議席変更）
六九 松本 平直君	（当選証書対照）
七〇 泉 房穂君	（当選証書対照）

選　　擧　　期	日	平成十五年十一
當選人決定年月日	月九日	平成十六年十一
月十二日	月十五日	平成十六年十一
月十五日	月十五日	平成十六年十一

藤田 一枝君	七〇
吉田 泉君	七一
稻見 哲男君	七二
島田 久君	七三
津川 祥吾君	七四
細野 豪志君	七五
中村 哲治君	七六
永田 寿康君	七七
水島 広子君	七八
宇佐美 登君	七九
松野 賴久君	八〇
長妻 昭君	八一
前田 雄吉君	八二
佐藤 公治君	八三
松本 剛明君	八四
牧 義夫君	八五
鈴木 康友君	八六
松川 博郷君	八七
今野 東君	八八
奥村 展三君	八九
首藤 信彦君	九〇
中津川 博郷君	九一
大石 尚子君	九二
楢崎 欣弥君	九三
三井 辨雄君	九四
大石 尚子君	九五
野田 佳彦君	九六
末松 義規君	九七
石田 勝之君	九八
樽井 良和君	九九
笠 浩史君	一〇〇
古本伸一郎君	一一〇
本多 平直君	一二九
市村浩一郎君	一三〇
泉 房穂君	一三一
房穂君	一三二
房穂君	一三三
房穂君	一三四

官 報 (号 外)

平成十六年十一月十六日

衆議院会議録第十一号 議長の報告

一、昨十五日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一一八 田村 謙治君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十二日、議長において、次のとおり
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した

福井 照君
松島みどり君
經濟産業委員
辞任

財務金融委員	田中	渡辺	喜美君
辞任	和徳君	野田	佳彦君
厚生労働委員	小西	村越	祐民君
生産委員	若井	泉	山際大志郎君
経済産業委員	福井	健太君	理君
辞任	嘉数	照君	康彦君
西銘恒三郎君	望月	松島みどり君	
森	左藤		
英介君	桜井		
章君	鈴木		
郁三君	淳司君		
貴史君	山下		
辞任	河本		
國土交通委員	三郎君		
辞任	古川		
高木	楨久君		
長安	義明君		
若井	豊君		
松野	信夫君		
北川	知克君		

花火

補欠	山際 大志郎君
小西	理君
若井	康彦君
泉	健太君
田中	和徳君
渡辺	喜美君
村越	祐民君
野田	佳彦君
補欠	松島 みどり君
福井	照君
鈴木	淳司君
山下	貴史君
左藤	章君
桜井	郁三君
森	義夫君
望月	英介君
嘉数	知寶君
西銘 恒三郎君	英男君
北川	知克君
山際 大志郎君	信夫君
松野	健太君
泉	英男君
神風	榎原
河本	康弘君
三郎君	

官報(号外)

山際大志郎君	古川 穎久君	大前 繁雄君	永岡 洋治君
泉 健太君	長安 剛二君	駆 浩君	坂本 剛二君
梶原 康弘君	高木 義明君	柳本 卓治君	平沼 起夫君
神風 英男君	若井 康彦君	河合 正智君	太田 昭宏君
一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	佐々木憲昭君	山口 富男君	
決算行政監視委員	田村 謙治君	土井たか子君	
(特別委員辞任及び補欠選任)		(議案提出)	
一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	三ツ矢憲生君	中西 一善君	一、去る十一日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
災害対策特別委員	岸本 健君	渡辺 周君	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
辞任	津川 祥吾君	梶原 康弘君	一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
補欠	前田 雄吉君	津村 啓介君	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
辞任	白保 台一君	池坊 保子君	一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
補欠	中西 一善君	三ツ矢憲生君	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
辞任	梶原 康弘君	津川 祥吾君	障害補償に係る障害の等級の改定等のための国
補欠	津村 啓介君	前田 雄吉君	家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
辞任	渡辺 周君	岸本 健君	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案
池坊 保子君	白保 台一君		民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案
(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)			一、去る十二日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があつた。
憲法調査会委員			在外公館における国籍不明者ならびに北朝鮮脱北者に関する質問主意書(岡本充功君提出)
辞任	坂本 剛二君	駆 浩君	一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
補欠	永岡 洋治君	大前 繁雄君	衆議院議員中根康浩君提出社会保険制度改革に関する質問に対する答弁書
平沼 起夫君	柳本 卓治君		衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問に対する答弁書
太田 昭宏君	河合 正智君		衆議院議員中根康浩君提出年金保険料を財源として建設された宿舎に関する質問に対する答弁書
山口 富男君	佐々木憲昭君		衆議院議員中根康浩君提出学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問に対する答弁書
土井たか子君	山本喜代宏君		衆議院議員中根康浩君提出特別国民年金推進員等に関する質問に対する答弁書
以上三件 法務委員会 付託			
			金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)
			財務金融委員会 付託(議案送付)
			(質問書提出)
			一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
			著作権法第三十八条第一項及び第四項の解釈等に関する質問主意書(川内博史君提出)
			文化庁著作権課が最近一年間に実施したパブリックコメント及び意見募集等に関する質問主意書(川内博史君提出)

官報(号外)

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍基地出入りするいわゆる「ベースタクシー」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出米軍航空機事故における現場管理及び緊急措置等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出下地島空港に関する質問に対する答弁書

平成十六年十月十二日提出
質問 第二号
提出者 中根 康浩

社会保険庁改革に関する質問主意書

社会保険庁改革に関する質問主意書
公的年金に対する国民からの信頼を回復する第一歩は、保険料のムダ遣いなどが指摘されている社会保険庁の解体的出直しであると考える。

社会保険庁改革に関する質問主意書
社会保険事業運営評議会は、社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として開催するものであり、同評議会においては、議論を集約することは予定していないが、本年九月十五日に第一回会合を開催したところであり、当初の一年間は月に一回程度会合を開催し、二年目以降は年に二回から三回程度会合を開催する予定である。

内閣衆質一六一第二号
平成十六年十一月十二日
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁改革に関する質問に対する答弁書

(1)について

(1) 社会保険庁改革について、細田官房長官の私の諮問機関としての「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」、小泉総理を議長とする「経済財政諮問会議」、社会保険庁長官の直属機関として労使の代表者や有識者で構成する「運営評議会」などが改組議論を行なっている。加えて、坂口前厚生労働大臣が、六月に改革私案を公表している。右記の機関の構成員名と選任理由、報酬、任期について、明確に把握した上で、各機関の社会保険庁改革についての議論のスケジュールや改組議論集約の時期的目標について答弁されたい。

(2) (1)で記した以外に社会保険庁改革を検討する会議体等があれば明らかにされたい。
(3) 社会保険庁改革の議論が多元的に進められ

ていくことは、かえつてそれぞれの会議体の責任や役割や連携が不明確になることや、意見の取りまとめに時間がかかり過ぎるなどの弊害が生じることも考えられる。また、民間出身の村瀬長官のリーダーシップが曖昧になるとなども心配される。議論の一元化や村瀬長官の指導力の発揮されやすい環境をつくることも必要だと考えるが、政府の見解を答弁されたい。

右質問する。
右質問する。

経済財政諮問会議においては、有識者会議で議論を行なった社会保険庁の改革への取組について、本年十月五日に報告を受けたところであり、今後のスケジュール等については、有識者会議の状況等を見ながら決めていくことになる。

社会保険事業運営評議会は、社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として開催するものであり、同評議会においては、議論を集約すること

は予定していないが、本年九月十五日に第一回会合を開催したところであり、当初の一年間は月に一回程度会合を開催し、二年目以降は年に二回から三回程度会合を開催する予定である。

(2)について

(1)についてで答弁したもの以外には、現時点において、社会保険庁の改革について検討を行なっている会議等はない。

(3)について

社会保険庁の改革については、まずは、有識者会議において必要に応じて社会保険庁長官の出席を求め、社会保険庁の組織の在り方にについての基本論を含めて議論しており、その上で、有識者会議における検討状況を、経済財政諮問会議に報告しているところであり、今後とも、相互に連携を図りつつ議論を進めていくこととしている。

一方、社会保険事業運営評議会においては、社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的とし、毎年の社会保険庁の事業の運営状況について意見を聴くものであり、有識者会議等と性格は異なる

が、当面は、社会保険庁の改革についての有識者会議等の議論の状況を踏まえつつ、意見を聽くこととしている。

右に述べた会議等において基本的な認識を共にしつつ様々な観点から御議論いただくことは、有意義なことであり、社会保険庁長官のリーダーシップをあいまいにするものではないと考えている。また、民間から最高顧問及びプロジェクトリーダーを迎えるなど、民間の発想や感覚をより積極的に導入し、社会保険庁長官の指導力を十分に発揮できるようにするための社会保険庁の体制を図りつつ、今後とも、各般にわたる社会保険庁の改革の取組を進めることとしている。

平成十六年十月十二日提出
質問 第三号
提出者 中根 康浩

社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問主意書

社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問主意書

平成十六年六月二日提出の質問主意書第一三二号「社会保険庁とその職員との健全な関係に関する質問主意書」の中で、社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等について質問したところ、これに対する答弁書は「覚書等は交わしていない」とのこと。

このことについて、改めて質問する。
社会保険庁と国費評議会との間で「覚書等は交わしていない」との答弁だが、社会保険庁と国費評議会の間では、この十ヶ年程の間に五十通以上評議会の間では、「確認事項」が交わされたとも聞く。この「確認

事項」も含めて、社会保険庁と国費評議会との間で交わされた文書について、件名及び内容を明確に把握した上で、社会保険庁改革の妨げになつてはいると政府がとらえているものについて、答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一六一第三号

平成十六年十一月十二日

内閣總理大臣 小泉純一郎

平成十六年十一月十二日

衆議院議員 中根康浩君提出社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 中根康浩君提出社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問に對する答弁書

衆議院議員 中根康浩君提出社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

議会との間で、昭和五十四年三月十三日、社会保険業務の全国オンライン化の実施に当たりオンライン化計画に伴い労働強化が生ずることのないよう十分配慮する等の内容の覚書を交わしている。

また、社会保険庁と国費評議会は、事務処理の変更を伴う新規業務を開始する際などに、事務処理体制の整備を行うこと、業務の実施に必要な経費の確保を行うこと、職場環境の整備を行うこと等の確認を行つていている。」と答弁しているところである。

（2）平成十六年版『厚生労働白書』は、平成十六年六月十八日に政府から頒布されたものと、「株式会社ぎょうせい」が発行した二種類がある。それぞれの発行部数、政府からの無料頒布先、価格、発行部数及び価格の積算根拠、厚生労働省が「株式会社ぎょうせい」に対して行なった監修業務の内容、監修料の受取の事実がある場合は監修料受領部署及び「株式会社ぎょうせい」への厚生労働省からの天下りの有無について明確に把握した上で、『厚生労働白書』が二種類存在することへの妥当性について答弁されたい。

右質問する。

各省庁より刊行される政府刊行物は、國のあり方の実態を知る上で極めて貴重な資料である。その發行にあたつては、公平・透明なプロセスが確保されなければならない。

従つて、次の事項について質問する。

（1）平成十五年度において、政府機関が編集する印刷物で、販売または頒布するものの種類

と、それぞれの発行部数、ならびに販売価格

と売上総額、発行所名、発行所との契約形態、省庁職員による監修の有無及び監修が行なわれている場合には監修料の金額と監修業

務を行なった職員名を明確に把握した上で答弁されたい。

政府刊行物の編集や監修は本来業務でないと思うが、政府の見解を答弁されたい。また、昭和三十一年十一月二日に閣議で「了解され、平成十三年一月六日に改定された『政府

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、社会保険庁と国費評議会との間で覚書等は交わしていない」と答弁するとともに、同答弁書一の（4）についてでは、「社会保険庁と国費評

物の普及の強化について」との整合性についての政府の見解（特に発行所が多岐に渡つてること）についてもあわせて答弁されたい。

（2）平成十六年版『厚生労働白書』は、平成十六年六月十八日に政府から頒布されたものと、「株式会社ぎょうせい」が発行した二種類がある。それぞれの発行部数、政府からの無料頒布先、価格、発行部数及び価格の積算根拠、厚生労働省が「株式会社ぎょうせい」に対して行なった監修業務の内容、監修料の受取の事実がある場合は監修料受領部署及び「株式会社ぎょうせい」への厚生労働省からの天下りの有無について明確に把握した上で、『厚生労働白書』が二種類存在することへの妥当性について答弁されたい。

右質問する。

各省庁より刊行される政府刊行物は、國のあり方の実態を知る上で極めて貴重な資料である。その發行にあたつては、公平・透明なプロセスが確保されなければならない。

従つて、次の事項について質問する。

（1）平成十五年度において、政府機関が編集する印刷物で、販売または頒布するものの種類と、それぞれの発行部数、ならびに販売価格と売上総額、発行所名、発行所との契約形態、省庁職員による監修の有無及び監修が行なわれている場合には監修料の金額と監修業務を行なった職員名を明確に把握した上で答弁されたい。

政府刊行物の編集や監修は本来業務でないと思うが、政府の見解を答弁されたい。また、昭和三十一年十一月二日に閣議で「了解され、平成十三年一月六日に改定された『政府

（1）について

政府刊行物とは、政府機関が「編集」する印刷物で販売又は頒布するものを指すものと考えており、各府省の職員が、このような政府刊行物の「監修」を行うことは一般に考えにくいが、所

属する府省の所掌事務の遂行として政府刊行物

する質問主意書

提出者 中根 康浩

（1）について

政府刊行物とは、政府機関が「編集」する印刷

物で販売又は頒布するものを指すものと考えており、各府省の職員が、このような政府刊行物の「監修」を行うことは一般に考えにくいが、所属する府省の所掌事務の遂行として政府刊行物

する質問主意書

提出者 中根 康浩

官報 (号外)

年金保険料を財源として建設された宿舎に
関する質問主意書

公的年金制度は、少子高齢化社会により制度維持に厳しい状況に直面している。よって、一円たりとも無駄遣いは許されない。

従つて、次の事項について質問する。

年金保険料を財源として建設された宿舎等についての公表は、不可欠である。国家公務員でない公益法人等の職員に提供されているすべての宿舎の所在地、建設費、建設年月日、管理者、維持管理費、家賃、駐車場代、提供対象者、利用(空き室)状況について明確に把握した上で、国家公務員でない公益法人等の職員用の宿舎として年金保険料を使うことを正当と考えているのかどうかについて、政府の見解を答弁されたい。もし、このことが正当ならばその法的根拠についても答弁されたい。

右質問する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
平成十六年十一月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員中根康浩君提出年金保険料を財源として建設された宿舎に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

厚生年金保険料及び国民年金保険料(以下「年金保険料」という。)を財源として建設された宿舎のうち国家公務員でない公益法人等の職員が使用しているものとしては、国が設置した厚生年金会

館、厚生年金病院等の厚生年金保険及び国民年金の福祉施設(以下「年金の福祉施設」という。)の職員用宿舎、年金資金運用基金(以下「基金」という。)の職員のための宿舎(以下「基金の職員用宿舎」という。)及び基金が旧年金福祉事業団から承継した大規模年金保養基地(以下「保養基地」という。)の運営を行う団体の職員のうち保養基地において勤務する職員のための宿舎(以下「保養基地の職員用宿舎」という。)があり、お尋ねの事項については次のとおりである。

年金の福祉施設の職員用宿舎については、二十

四時間の対応が求められる業務における必要性等を踏まえ、年金の福祉施設本体と一緒に運営されるものである。したがつて、当該宿舎については、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第七十九条及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十四条に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設として、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第六条及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第六条等の規定(以下「厚生保険特別会計法等の規定」という。)に基づき年金保険料をその建設費に充てており、このことは正当なことであると考えている。

基金の職員用宿舎については、厚生年金保険法及び国民年金法等に基づく積立金の管理及び運用を行う基金の業務に必要なものであることから、建設された職員用宿舎を基金が承継したものであり、厚生保険特別会計法等の規定に基づき支出した年金保険料を財源とする旧年金福祉事業団への交付金の一部がその建設費に充てられており、このことは正當なことであると考えている。

保養基地の職員用宿舎については、地域の住宅事情及び業務における必要性を踏まえ、保養基地の一部として建設されており、厚生保険特別会計法等の規定に基づき支出した年金保険料を財源とする旧年金福祉事業団及び基金への出資金及び交付金の一部が、当該宿舎を含む保養基地の建設のため旧年金福祉事業団が資金運用部現在の財政融資金から借り入れた資金の償還に要する費用に充てられており、このことは正當なことであると考えている。

平成十六年十月十二日提出
質問 第一〇号

学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

子どもの読書環境をよりよいものとして整備することは、教育行政において大切なことの一つだと考える。

従つて、次の事項について質問する。

全国の自治体ごとの小学校一校あたりの図書購入費を明確に把握した上で、学校図書整備費が一般財源化されたことで、どのように影響していると考えているか。また、文部科学省をはじめ政府は「子どもの読書」ということをどのように考えているのか、についてあわせて答弁されたい。

右質問する。

平成十六年十月十二日提出
質問 第一二号

特別国民年金推進員等に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

特別国民年金推進員等に関する質問主意書による収納率向上が急務であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

(1) 平成十六年七月三十日提出の質問第二号

〔国民年金の収納対策に関する質問主意書〕に

対する答弁書において、平成十六年四月から

各地域の町内会、婦人会等の組織の会長等を

衆議院議員中根康浩君提出学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問に対する答弁書〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問に対する答弁書

官 報 (号 外)

非常勤の国家公務員である「特別国民年金推進員」に任命し、当該組織に属する国民年金の被保険者の保険料の収納をさせる、とする。この「特別国民年金推進員」の全国における人数・報酬、被保険者の収納状況の把握の仕方、被保険者の個人情報保護のあり方、使用する機器、この業務を行なうことによる人間関係への影響。今までの収納実績について、明確に把握した上で、従来の「国民年金推進員」の業務と、どのように異なるのかについて答弁されたい。また、従来の「国民年金推進員」は期待された実績をあげていないと考えているのか、について答弁されたい。

(2) 「国民年金推進員」ならびに「特別国民年金推進員」の方々の公的年金、健康保険加入状況を明確に把握した上で、万一加入していない方がいる場合は、保険料を収納させる立場上問題があると考えるかどうか答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一六一第一二号
平成十六年十一月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出特別国民年金推進員等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出特別国民年金推進員等に関する質問に対する答弁書

(1)について
特別国民年金推進員については、各地域の町内会、婦人会等の組織（以下「町内会等」とい

う。）に属する国民年金の被保険者の国民年金保険料の収納等を担当する特別国民年金推進員及び主としてその居住する町村地域の未納者の国民年金保険料の収納等を担当する特別国民年金推進員が存在する。

特別国民年金推進員は、地域における収納を強化するため、社会保険事務所の管轄区域において、地域に密着した組織である町内会等に属する国民年金の被保険者の国民年金保険料の収納等や、国民年金推進員を派遣することが非効率な特定の町村地域の未納者の国民年金保険料の収納等を行うものである。一方、国民年金推進員は、社会保険事務所の管轄区域において特に都市部を中心に未納者の国民年金保険料の収納等を行うものである。

このように特別国民年金推進員と国民年金推進員は、その役割が異なるものであり、国民年金推進員は、その対象とする未納者について実績を上げているものと考えている。

(2)について
国民年金推進員及び特別国民年金推進員が、万一分公的年金制度及び医療保険制度に加入していない場合は、国民年金保険料の収納等を行う立場として問題があると考えている。

長びく不況下にあつて、沖縄県内のタクシー業

界の経営環境は厳しいものがあり、経営圧迫につながる入札制度の廃止・改善を強く求めている。

米軍基地内に入りするいわゆる「ベースタク

シー」から入城料を徴収することは、日米安保

保障条約、日米地位協定、地位協定実施に伴う所得

税法等の臨時特例法、日米合同委員会合意等に照

らし、違法の疑いがあり、多くの疑問を禁じ得ない。

以下、質問する。

一 政府は、米軍がいわゆる「ベースタクシー」から一台あたりの車両について入城料を徴収している事実を承知しているか。承知しているのであれば「ベースタクシー」に対する入城料徴収の法的根拠を明らかにし、その見解を述べよ。

二 日米安全保障条約並びに日米地位協定、日米

合同委員会の合意等に基づき、日本政府がアメ

「ベースタクシー」の入城料がタクシー業界で大きな問題となつてゐる。

特に、在日米軍の約七十五%が集中する沖縄では、米軍側が入城料について入札制度を導入したことにより、従来の一台あたり月額三、〇〇〇円が対象全九区域で値上がりし、うち七区域で約二倍から約二十六倍と大幅に跳ね上がった、と地元紙は報じている。（二〇〇四年十月九日、琉球新報）

いわゆる「ベースタクシー」から入城料を徴収する件については、その根拠法令やその妥当性をめぐつて過去に沖縄県議会でも議論があつた。タクシー業界の関係者の話を総合すると、米軍は、一九九〇年までは無料認可制であつたが、その後に一台あたり月額三、〇〇〇円を徴収するようになり、今年から入札制を実施している、とのことである。

長びく不況下にあつて、沖縄県内のタクシー業界の経営環境は厳しいものがあり、経営圧迫につながる入札制度の廃止・改善を強く求めている。

米軍基地内に入りするいわゆる「ベースタク

シー」から入城料を徴収することは、日米安保

保障条約、日米地位協定、地位協定実施に伴う所得

税法等の臨時特例法、日米合同委員会合意等に照

らし、違法の疑いがあり、多くの疑問を禁じ得ない。

以下、質問する。

五 いわゆる「ベースタクシー」を基地の保安、管理上の理由で無料認可制にするのは合理的な理由があるが、市場主義に基づき入札制で有料にするのは合理的な理由が存しないと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

六 沖縄県内のタクシー業界関係者は、現行の入

札制度による入城料の徴収は經營を著しく圧迫

しているので無料認可制へ移行するなどの改善

を要求しているが政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

リカ合衆国政府に提供している施設・区域（基地）には、それぞれ使用目的が限定される。

よつて、米軍が提供施設・区域（基地）に出入りするいわゆる「ベースタクシー」から入城料を徴収することは、使用目的を越えた営利行為と言わざるを得ず、日米安全保障条約、日米地位協定、日米合同委員会合意等に違反する行為である、と思慮するが政府の見解を明らかにされたい。

三 在沖米軍基地を除く在日米軍基地でいわゆる「ベースタクシー」からいなる法令上の根拠でその機関が徴収権を有しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 米軍がいわゆる「ベースタクシー」から徴収して得た収入は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一六一第一七号

平成十六年十一月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍基地出入りするいわゆる「ベースタクシー」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍基地出入りするいわゆる「ベースタクシー」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

第四条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業を經營する者以下「一般旅客自動車運送事業者」という。)が、日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安

全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに

日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第十五条规定する、合衆国の軍當局が公認し、かつ、規制する歳出外資金による

一般旅客自動車運送事業者との間でいかなる方法によつていかなる契約を締結するかについて、政府として関与すべき立場」ない。

一から三までについて述べたとおり、歳出外資金諸機関による営業料の徴収は、日米地位協定上認められるところである。独立採算制による運営を前提としている歳出外資金諸機関が

一般旅客自動車運送事業者との間でいかなる方法によつていかなる契約を締結するかについて、政府として関与すべき立場」ない。

平成十六年十月十四日提出
質問 第一八号

米軍航空機事故における現場管理及び緊急措置等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、施設及び区域内において歳出外資金諸機関を設置することができることを定めており、このような独立採算制による運営を前提として

米軍航空機事故における現場管理及び緊急措置等に関する質問主意書

二〇〇四年八月十三日午後二時十八分頃、米海

いる歳出外資金諸機関が我が国の事業者等と契約し、契約の相手方から契約に基づく金銭を徴収することは、日米地位協定上認められるところである。

歳出外資金諸機関が得る御指摘の収入について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)において

特段の規定は置かれておらず、同法の規定が適用されるものではないが、いずれにせよ、御

指摘の収入には、日米地位協定第十五条に規定されているとおり、我が国において租税は課されないとおり、我が国において租税は課されない。

兵隊所属のCH-53D型ヘリコプターが、沖縄国際大学本部ビルに激突し、爆発炎上した。(以下、沖国大への米軍ヘリ墜落事故という。)

この沖国大への米軍ヘリ墜落事故は、民間人の死傷者が出なかつたのは奇跡中の奇跡であるが、沖国大や付近住民らが被つた損害は甚大であり、強い怒りを覚えるものである。

沖国大への米軍ヘリ墜落事故の責任は、普天間飛行場の返還を遅らせた日米両政府とSACO(沖縄に関する特別行動委員会)合意に基づく辺野古移設に拘わつて稲嶺恵一沖縄県知事にあり、厳しくその責任を問われなければならないと考える。

沖国大への米軍ヘリ墜落事故を契機にわが国のお安全保障のあり方、沖縄の基地負担と犠牲、国家主権の作用としての警察権の行使のあり方、日米地位協定、大学の自治など多くの問題点が浮き彫りになつた。

この質問主意書では、今宜野湾市民をはじめ圧倒的に多くの沖縄県民が強く望んでいたのは、普天間飛行場のすみやかな閉鎖・海外移設と辺野古への移設反対であることを明確にし、米軍航空機事故の事故発生時における緊急措置等について政府の見解を質することにしたい。

以下、質問する。

一 一九七七年九月二十七日午後一時十九分頃、厚木海軍飛行場から洋上の空母ミッドウェーに向かつて飛行中のRF-4Bファントム偵察機が、横浜市緑区荏田町に墜落炎上し、三名が死亡、六名が重傷を負う大惨事の事故が発生した。

この事故をきっかけに一九七八年一月二十四日の日米合同委員会事故分科委員会は「基地ごとに事故が生じた場合における緊密な連絡及び

調整に努めること」との趣旨の勧告をおこなつた。この勧告に従つて米軍基地を抱える都道府県において、防衛施設庁のイニシアティブで関係機関の協議が実施され、沖縄県においては「航空機事故等に係る緊急措置要領」が策定のうえ施行されている。

沖縄県においても、昭和五七年(一九八一年)十二月、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会(以下、協議会といふ)が組織され、協議会会則等が策定のうえ施行されている。

については、沖縄県における協議会会則(関係機関表、幹事会関係機関名等の別表を含む)、協議会会則第四条に基づき定められた「米軍及び自衛隊の航空機事故に係る緊急措置要領(航空機事故連絡責任者職名表などの別表1ないし4を含む)及び「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項」等の内容をすべて明確に把握した上で、沖国大への米軍ヘリ墜落事故における緊急措置、捜査活動、消防救助活動、現場対策等は、前記「米軍及び自衛隊の航空機事故に係る緊急措置要領」が厳守され実行されたか政府の見解を明らかにされたい。

二 沖縄県における協議会設置以後沖国大への米軍ヘリ墜落事故までの間に開催された臨時会を含む協議会及びその幹事会並びに沖国大への米軍ヘリ墜落事故に関する「連絡協議会」の開催された日時、場所、参加した関係機関を明確に把握した上で、政府の見解を明らかにされたい。

尚、協議会が開催されていないのであればその理由と見解を明らかにされたい。

三 「米軍及び自衛隊の航空機事故に係る緊急措置要領」第五条第(5)項アの「死亡者及び負傷者の住所、氏名、年齢、職業並びに障害の程度及

び収容先」の「死亡者及び負傷者」には、米軍事故機のパイロットや搭乗員も含むと判断するが、政府の見解を明らかにされたい。

四 沖国大における米軍ヘリ墜落事故で米軍機のパイロットや搭乗員の氏名、傷害の程度、収容先等は政府に通報されたか、通報されていないなら前項の緊急措置要領第五条に違反すると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 沖国大への米軍ヘリ墜落事故における緊急措置要領第五条による緊急通報の内容を「航空機事故等発生通報記録表」に基づいて明確に把握した上で、同事故における緊急通報に問題がなかったかどうか政府の見解を明らかにされたい。

六 普天間飛行場周辺における米軍航空機事故発生の場合の関係機関の任務分担は、「被害者救急救助等任務分担区分表」のとおりと理解する。それによると「現場対策」としての現場の交通整理・財産保護又は警備、現場保存等の主務機関は沖縄県警であり、「消防救助活動」としての負傷者の応急手当、負傷者救助活動、救急病院の引受確認等の主務機関は宜野湾市消防であることが明確である。ところが、沖国大への米軍ヘリ墜落事故では、これら沖縄県警、宜野湾市消防が主務機関として果たすべき「現場対策」や「消防救助活動」が米軍によって妨げられ、主権国家としてのわが国の警察・消防活動に支障をきたし、結果として現場周辺住民を恐怖に陥れることになったと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

七 政府は、沖国大への米軍ヘリ墜落事故で、事故後の占領意識まる出しの米軍対応に県民の強

い批判があることを受け、日本の警察と米軍との間で現場管理等に関する役割分担を定めた対応マニュアルを作成するよう米軍に求めていく方針である、と報ぜられている。

私は、大事なことは日米地位協定を全面的に改正することだと考える。先に指摘した現行の緊急措置要領すら厳守されず、米軍のやりたい放題の「現場対策」「消防救助活動」がなされており、新たな対応マニュアルを作成してもその実効性は疑わしいと思わざるを得ないが、政府の見解を明らかにされたい。

尚、政府は沖縄県を関係機関とする現行の緊急措置要領は、制定の趣旨が厳守され運用されていると考えているのかその見解を明らかにされたい。

八 航空機事故等緊急措置要領における任務分担については、同じ米軍基地を抱える都道府県においても差異があるとも報じられている。

よって、沖縄県における「米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則」「米軍及び自衛隊の航空機事故に係る緊急措置要領(別表を含む)」に相当する、東京都、神奈川県、山口県で施行されている取り決めの内容をすべて明確に把握したい。

右質問する。

内閣衆質一六一第一八号

平成十六年十一月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿 小泉純一郎

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍航空機事故における現場管理及び緊急措置等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍航空機事故における現場管理及び緊急措置等に関する質問に対する答弁書

一 及び六について

本年八月十三日に発生した我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)のヘリコプターの墜落事故(以下「本件事故」という。)に際しては、御指摘の「被害者救助等任務分担区分表」(以下「分担区分表」という。)において捜索活動及び現場対策の主務機関とされる沖縄県警察、消防救助活動の主務機関とされる宜野湾市消防本部等の関係機関は、合衆国軍隊とも必要な連携を図りつつ、本件事故の発生直後から、負傷者等の確認、本件事故により負傷したヘリコプターの乗員の救護及び病院への搬送、炎上中のヘリコプターの消火活動、沖縄国際大学の建物への延焼防止、事故現場の警備等を実施しており、分担区分表における任務分担を含め「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」(以下「緊急措置要領」という。)の内容を踏まえ、適切な対応が行われたものと考えている。

なお、分担区分表は、航空機事故等が発生した場合の沖縄県内に所在する我が国の関係機関の間の任務分担を示したものであり、我が国のが関係機関と合衆国軍隊との任務分担を示したものではない。

緊急措置要領は、主として航空機事故による住民への被害を想定して、人身被害者の救護等を迅速かつ的確に実施するため定められたものであり、緊急措置要領第五条第一項(5)において緊急通報の事項として掲げる被害の状況について、事故機の乗員に係る情報は想定されていないものと理解している。

また、沖縄県に係る「米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会」(以下「協議会」という。)における協議会会則(以下「協議会会則」という。)第五条に定める定例会議及び臨時会議並びに協議会会則第九条に定める幹事会(以下「定例会議等」という。)については、万一航空機事故等が起きた際に緊急の連絡通報や総合的な応急対策を円滑に実施できる体制を確立するため、平素から連絡協議を行うことを目的としたものであり、その趣旨に沿つてこれまで適切に開催してきたところであると考えている。

また、右に述べたように、定例会議等は、現実に事故が起きた際に、緊急の対応を協議する性格のものではなく、これまで本件事故に関する定例会議等は開催していないが、今後、本件事故の発生を受けて事故現場での日米の関係当局の対応について検証することを目的に日米合同委員会の下に新たに設立された「事故現場における協力に関する特別分科委員会」(以下「特別分科委員会」という。)における検討の成果が出た後、定例会議等の場を活用して、その内容を地元の関係機関に周知するとともに、万一事故が起きた場合に適切に対応できるような体制を整備していくべきだ。

三及び四について

緊急措置要領は、主として航空機事故による住民への被害を想定して、人身被害者の救護等を迅速かつ的確に実施するため定められたものであり、緊急措置要領第五条第一項(5)において緊急通報の事項として掲げる被害の状況について、事故機の乗員に係る情報は想定されていないものと理解している。

沖縄県に係る「米軍及び自衛隊の航空機事故

いては、合衆国軍隊の協議会への参加を期待し、協議会会則の別表一「関係機関表」に合衆国軍隊の部隊を記載しているが、実際には、当該部隊は協議会の発足当初から現在に至るまで協議会に参加しておらず、そもそも合衆国軍隊の行動が緊急措置要領との関係で問題となることはない。

他方、「米軍航空機事故に係る連絡調整整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設との間の合意事項」(以下「合意事項」という。)においては、航空機事故が起きた際に、現地の合衆国軍隊が航空機の種類、事故発生場所等の情報を提供することとされているが、事故機の乗員の氏名等に関する情報を提供することとはされておらず、本件事故に係るヘリコプターの乗員の氏名等については、合衆国軍隊から連絡を受けていない。

なお、本件事故に係るヘリコプターの乗員を病院に搬送した宜野湾市消防本部から連絡を受け、当該乗員の人数、傷害の程度及び収容先について、把握しているところである。

五について

本件事故については、おおむね関係機関の間で遅滞なく必要な情報が共有されたものと認識しているが、緊急措置要領の別表三「航空機事故等発生通報記録表」に掲げられる情報のうち、墜落したヘリコプターの燃料等について、合衆国軍隊から情報の提供を受けられなかつたため、関係機関の間で情報を共有することができなかつた。これらの情報については、本来合意事項に基づき合衆国軍隊から提供されることとされており、今後、同様の事故が起きた際に

はこれら的情報が判明し次第提供されるよう、合衆国軍隊に働き掛けてまいりたい。

七について

政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく

施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)について、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考え方の下、運用の改善に努力しているところである。

本件事故の発生を受け、現在、日米間においては、特別分科委員会の場で、事故現場での日米の関係当局の対応について検証の上、問題があつた点については改善を図つていくべく話し合っているところである。現時点において協議の結果について予断することは差し控えたい

が、いずれにせよ、問題があつた点については改善を図つていただきたいと考えている。

また、緊急措置要領については、一及び六について述べたとおり、本件事故への対応においても、これを踏まえ適切な対応が図られたものと認識しており、特段問題は生じていないものと考へている。

八について

お尋ねの「東京都、神奈川県、山口県で施行されている取り決め」における任務分担について、合衆国軍隊の飛行場の周辺を管轄地域とする関係機関等の協議により、各地域の事情を反映して定められていることから、その内容に差異が生じているものと認識している。

平成十六年十一月四日提出
質問 第三三号

下地島空港に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

下地島空港は、沖縄県宮古郡伊良部町に所在する第三種空港で、設置管理者は沖縄県となつてゐる。

わが国では昭和四十年頃からジェットパイロットの訓練を主とする空港を国内に整備・建設する方針が検討されていた。当時、ジェット化時代を迎え、ジェットパイロットの養成が急務となりながら、国内ジェットパイロットの訓練飛行場がなく、アメリカで訓練をしていた。

かかる背景の中で、昭和四十年六月十八日、行政監理委員会の行政監察の結果、「航空事業の発展及び航空機の高性能化に伴う操縦士の需要に対処するため、実情に即した長期養成計画を作成し、逐次その実現を図るとともに、訓練専用飛行場の確保に努める必要がある」との勧告がなされた。昭和四十一年十月に航空審議会答申がなされ、運輸省は「国内定期航空会社及び東南アジア諸国の乗員養成需要に応ずる為に早急に国内に訓練飛行場を設置する必要がある」と省議決定し、直ちに調査を開始した。

下地島空港建設をめぐっては、誘致派と反対派との間で流血事件まで繰りひろげられ、宮古圏域を二分する深刻な事態まで発展した。

下地島空港は、昭和四十八年七月非公用として設置許可されたが、その後昭和五十四年五月公

昭和五十四年七月に供用開始し、同年十一月からはパイロットの訓練を開始した。

下地島空港建設をめぐる争いは、地元をはじめ沖縄全体の開発振興に役立つものだとする誘致派と軍事利用を懸念する反対派の対立であった。下地島空港建設問題は、さまざまな経緯を経て、いわゆる「屋良確認書」で、軍事利用をしない、させないとより沖縄中が驚いていた。

その下地島空港を普天間飛行場の代替施設建設までの期間、暫定的に利用する案が日米両政府間で協議されているとのニュースが報じられ、宮古はもとより沖縄中が驚いている。

以下、質問する。

一 アメリカ合衆国政府が在日米軍の再編問題に絡み、米軍嘉手納基地を自衛隊と共同使用するとともに、台湾に近い下地島の空港を「協力的安全保全拠点」と位置づけ、米軍と自衛隊の補助的な機能として活用する具体案を日本政府に提示した、と複数のマスコミが報じているが、かかる事実の有無等について政府の見解を明らかにされたい。

二 政府は、普天間飛行場の代替施設完成までの間、普天間飛行場を下地島空港に移転し、暫定的に使用する方針かその可能性検討の有無を含め明らかにされたい。

三 アメリカ合衆国政府から日本政府に対し、在日米軍再編や普天間飛行場移設問題と関連して、下地島空港を暫定的に軍事利用したいとの要求があるのか明らかにされたい。

四 下地島空港については、琉球政府行政主席屋良朝苗(当時)と運輸大臣丹羽喬四郎(当時)との

間でいわゆる「屋良確認書」が交わされ、下地島バイロット訓練飛行場は民間航空訓練及び民間航空以外の目的に使用しないことが合意されている。

「屋良確認書」とは、次の二つの文書を指す。

すなわち、一九七一年八月十三日(通海第七〇二号)、琉球政府行政主席屋良朝苗から運輸大臣丹羽喬四郎宛に「下地島バイロット訓練飛行場の建設促進について」と題する照会が発出されたこと、同文書では、次の二項目につき確認が求められた。

1 下地島バイロット訓練飛行場は、琉球政府(復帰後は沖縄県)が所有し、及び管理するものである。従つて、同訓練飛行場の使用方法は、管理者である琉球政府(復帰後は沖縄県)が決定するものである。

2 運輸省としては、同訓練飛行場に民間航空訓練及び民間航空以外の目的に使用される目的ではなく、また民間航空訓練及び民間航空以外の目的に使用させることを管理者である琉球政府(復帰後は沖縄県)に命令する法令上の根拠を有しない。

右二項目について、昭和四十六年八月十七日、総理府総務長官山中貞則(当時)、運輸大臣丹羽喬四郎(当時)の連名で琉球政府行政主席屋良朝苗宛に「下地島訓練飛行場の管理及び運営に関する琉球政府からの照会に対する政府の見解について」と題する回答書が発出され、同回答書で「政府としては、琉球政府行政主席より申し入れの二項目について、異存のないことを見認します。」と回答している。

政府は、いわゆる「屋良確認書」と呼ばれる二

通の文書の存在、「屋良確認書」によれば下地島空港はバイロット訓練並びに民間航空以外の使用が許されないこと並びに「屋良確認書」が現在でも効力を有するとお考えか見解を明らかにされたい。

尚、いわゆる「屋良確認書」には効力がなく下地島空港は軍事利用も可能とする見解であらば、その根拠を明らかにされたい。

五 政府は、いわゆる「屋良確認書」が交わされた當時、「下地島訓練飛行場の管理及び運営に関する琉球政府からの照会に対する政府の見解について」と題する回答書は、「二人の大臣の署名になつておりますが、これは政府全体の見解ということになります。」と、当時の琉球政府に伝えている。政府は、いわゆる「屋良確認書」の二項目は、政府が沖縄県(旧琉球政府)に対し、誠実に履行すべきものであるとの見解に変更はないか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆賀一六一第三三号
平成十六年十一月十二日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出下地島空港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一から三までについて
衆議院議員照屋寛徳君提出下地島空港に関する質問に対する答弁書

我が国に駐留するアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の軍隊の兵力構成の見直しに関する

る日米間の協議の現状については、合衆国軍隊の軍事態勢の見直しについての基本的考え方、地域の情勢認識や日米の役割と任務といった基本的な論点について包括的な議論を行いつつ、日米それぞれの考え方による理解を深めるための意見交換を行っている段階であり、その中で、種々の具体的な見直しのアイデアについても議論してきているが、御指摘の下地島に関するものも含め、提案のやりとりを行っているわけではない。いずれにせよ、個別の施設及び区域についていかなる決定も行われておらず、合衆国側との議論の内容についても、合衆国政府との関係もあり、申し上げることはできない。

普天間飛行場の移設・返還については、御指摘の代替施設完成までの間の下地島空港の暫定使用を含め、名護市辺野古沖での代替施設建設に代わる案につき、政府として可能性を検討したり、合衆国側から打診を受けたりしているとの事実はない。政府としては、「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告(以下「SACCO最終報告」という。)、平成十一年十二月二十八日に閣議決定した「普天間飛行場の移設に係る政府方針(以下「閣議決定」という。)及び平成十四年七月二十九日に政府が策定した「普天間飛行場の代替施設の基本計画」(以下「基本計画」という。)を踏まえ、早期に普天間飛行場の移設・返還を実現すべく、これまで合衆国側と緊密に協議してきているところである。政府としては、同飛行場が市街地にあることもあり、一日も早く周辺住民の方々の不安を解消したいと考えて、引き続き、SACCO最終報告、閣議決定及び基本計画に従い、沖縄県等の地元地方公共

団体と十分協議を行いながら、同飛行場の移設・返還の問題に全力で取り組んでいく考えである。

四 及び五について

下地島訓練飛行場について、千九百七十一年八月十三日付通海七〇二号により、当時の琉球政府から照会があり、政府が昭和四十六年八月十七日付沖・北対第二九五六号・空総第三九〇号により回答をしていることは、事実である。

当該回答は、当時、下地島訓練飛行場が、琉球政府が設置し管理する飛行場となる予定でしたものである。

当時の下地島訓練飛行場は、現在、第三種空港である下地島空港となつているが、その利用についての調整の権限は、引き続き、管理者である沖縄県が有していると考えている。ただし、下地島空港は、公共の用に供する飛行場として適切に使用する必要があり、お尋ねのよう

にバイロット訓練及び民間航空以外の利用が当然に許されないということではないと考える。政府としては、このような考え方によつて、誠実に対処してきているところである。

信託業法案

右国会に提出する。

平成十六年三月五日

内閣總理大臣 小泉純一郎

信託業法

信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 信託会社
- 第一節 総則(第三条―第十六条)
- 第二節 主要株主(第十七条・第二十条)
- 第三節 業務(第二十一条・第三十一条)
- 第四節 経理(第三十二条・第三十五条)
- 第五節 監督(第三十六条・第五十条)
- 第六節 特定の信託についての特例(第五十一条・第五十二条)
- 第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)
- 第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)
- 第五章 信託契約代理店
- 第一節 総則(第六十七条・第七十三条)
- 第二節 業務(第七十四条・第七十六条)
- 第三節 経理(第七十七条・第七十八条)
- 第四節 監督(第七十九条・第八十四条)
- 第五節 雜則(第八十五条)
- 第六章 信託受益権販売業者
- 第一節 総則(第八十六条・第九十三条)
- 第二節 業務(第九十四条・第九十六条)
- 第三節 経理(第九十七条・第九十八条)
- 第四節 監督(第九十九条・第一百四条)
- 第五節 雜則(第一百五条)
- 第七章 雜則(第一百一条・第一百十条)
- 第八章 罰則(第一百一条・第一百九条)
- 附則

(信託会社を除く。)をいう。		(目的)
1	この法律は、信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	第一条 この法律は、信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託の委託者及び受益者の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
2	この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第二条 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
3	この法律において「管理型信託業」とは、次の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行ふ営業をいう。	第三条 この法律において「管理型信託業」とは、次の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行ふ営業をいう。
4	この法律において「外国信託業者」とは、外国に設立された者をいう。	第四条 この法律において「外国信託業者」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
5	この法律において「信託業者」とは、外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者をいう。	第五条 この法律において「信託業者」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者は、次に定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。(免許の申請)
6	この法律において「外國信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第六条 この法律において「外國信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
7	この法律において「管理型外國信託会社」とは、第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第七条 この法律において「管理型外國信託会社」とは、第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
8	この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約(当該信託契約に基づく信託の受益権が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる場合であつて、受託者がその発行者(同条第五項に規定する発行者をいう。)とされる場合を除く。)の締結の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。)又は媒介を行う営業をいう。	第八条 この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約(当該信託契約に基づく信託の受益権が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる場合であつて、受託者がその発行者(同条第五項に規定する発行者をいう。)とされる場合を除く。)の締結の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。)又は媒介を行う営業をいう。
9	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第九条 この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
10	この法律において「信託受益権販売業」とは、信託の受益権(証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。	第十条 この法律において「信託受益権販売業」とは、信託の受益権(証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。
11	この法律において「信託受益権販売業者」とは、第八十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第十一条 この法律において「信託受益権販売業者」とは、第八十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
12	前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第十二条 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
13	一 引受けを行う信託財産の種類	第十三条 一 商号
14	二 信託財産の管理又は処分の方法	二 資本の額
15	三 取締役及び監査役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。)次条第二項において「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(第十六条において「委員会等設置会社」という。)にあっては、取締役及び執行役。第八条第一項において同じ。)の氏名	三 取締役及び監査役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。)次条第二項において「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(第十六条において「委員会等設置会社」という。)にあっては、取締役及び執行役。第八条第一項において同じ。)の氏名
16	四 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	四 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類
17	五 本店その他の営業所の名称及び所在地	五 本店その他の営業所の名称及び所在地
18	六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
19	一 定款	一 定款
20	二 会社登記簿の謄本	二 会社登記簿の謄本
21	三 業務方法書	三 業務方法書
22	四 貸借対照表	四 貸借対照表
23	五 収支の見込みを記載した書類	五 収支の見込みを記載した書類
24	六 その他内閣府令で定める書類	六 その他内閣府令で定める書類
25	七 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	七 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 信託財産の分別管理の方方法	口 満たない株式会社
四 信託業務の実施体制	四 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社
五 信託業務の一部を第三者に委託する場合に は、委託する信託業務の内容及びその委託先 (委託先が確定していない場合は、委託先の 選定に係る基準及び手続)	五 他の信託会社が現に用いている商号と同一 の商号又は他の信託会社と誤認されるおそれ のある商号を用いようとする株式会社
六 信託受益権販売業を営む場合には、当該業 務の実施体制	六 第十条第一項の規定により第七条第三項の 登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の 規定により第三条の免許を取り消され、第四 十五条第一項の規定により第七条第一項の登 録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消 され、第八十二条第一項の規定により第六十 七条第一項の登録を取り消され、第八十九条 の規定により第八十六条第三項の登録の更新 を拒否され、第二百二条第一項の規定により第 八十六条第一項の登録を取り消され、担保附 社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第 十二条の規定により同法第五条第一項の免許 を取り消され、若しくは金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四 十三条第八条ノ三の規定により同法第一条 第一項の認可を取り消され、又はこの法律、 担保附社債信託法若しくは金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律に相当する外国の法 令の規定により当該外国において受けている 同種類の免許、登録若しくは認可(当該免 許、登録若しくは認可に類する許可その他の 行政処分を含む。以下この号、第八号ニ及び 第十号イにおいて同じ。)を取り消され、若し くは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒 否され、その取消しの日(更新の拒否の場合 にあつては、当該更新の拒否の処分がなされ た日。第八号ニ、ホ及びヘ並びに第十号イに おいて同じ。)から五年を経過しない株式会社
七 その他内閣府令で定める事項 (号外)	七 内閣総理大臣は、第三条の免許の申請が あつた場合には、当該申請を行う者(次 項において「申請者」という。)が次に掲げる基準 に適合するかどうかを審査しなければなら い。
八 一定款及び業務方法書の規定が法令に適合 し、かつ、信託業務を適正に遂行するために 十分なものであること。	八 人の構成に照らして、信託業務を的確に遂 行することができる知識及び経験を有し、か つ、十分な社会的信用を有していること。
九 二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的 基礎を有していること。	九 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいづれ かに該当するとき、又は前条第一項の申請書若 しくは同条第二項に掲げる添付書類のうち に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記 載が欠けているときは、免許を与えてはなら い。
一 株式会社でない者	一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国 の法令上これらと同様に取り扱われている 者
二 資本の額が委託者又は受益者の保護のため 必要かつ適當なものとして政令で定める金額	二 取締役若しくは執行役(相談役、顧問その 他のかかる名称を有する者であるかを問わ ず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上 の支配力を有するものと認められる者を含 む。以下この号、第四十四条第二項及び第四 十五条第二項において同じ。)又は監査役のう ちに次のいずれかに該当する者のある株式会 社
三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国 の法令上これらと同様に取り扱われている 者	三 未成年被後見人若しくは被保佐人又は外国 の法令上これらと同様に取り扱われている 者

官 報 (号 外)

類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

本第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、又は第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第六十七条第一項若しくは第八十六条第一項と同種類の登録を取り消され、又は当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

チ 第六号に規定する法律、商法(明治三十年法律第四十八号)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)、商法特例法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九個人である主要株主(申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同ト)第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項若しくは第一百二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しく

は監査役若しくはこれらに準ずる者でその处分を受けた日から五年を経過しない者

チ 第六号に規定する法律、商法(明治三十年法律第四十八号)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)、商法特例法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九個人である主要株主(申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同ト)第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項若しくは第一百二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しく

は監査役若しくはこれらに準ずる者でその处分を受けた日から五年を経過しない者

チ 第六号に規定する法律、商法(明治三十年法律第四十八号)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)、商法特例法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちの第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

3前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回つてはならない。

4第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。

5第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(保有の態様その他事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

6第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。	二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合	三 信託業務の実施体制	四 信託業務の実施体制	五 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容及びその委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）	六 その他内閣府令で定める事項
8 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。（資本の額の減少）	二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合	三 信託業務の実施体制	四 信託業務の実施体制	五 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容及びその委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）	六 その他内閣府令で定める事項
第六条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、その資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。（登録）	二 資本の額	三 取締役及び監査役の氏名	四 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	二 内閣総理大臣は、内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。（登録の拒否）	二 信託財産の管理又は処分の方法
第七条 第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。	五 本店その他の営業所の名称及び所在地	二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	四 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	三 信託財産の分別管理の方法	三 信託財産の分別管理の方法
2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。	二 会社登記簿の謄本	一 定款	二 会社登記簿の謄本	四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するためには十分なものでない株式会社	四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するためには十分なものでない株式会社
3 有効期間の満了後引き続き管理型信託業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。	三 業務方法書	一 引受けを行う信託財産の種類	三 純資産額が前号に規定する金額に満たない項目を記載しなければならない。	五 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	五 前項第三号の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。	四 貸借対照表	二 資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社	三 純資産額が前号に規定する金額に満たない項目を記載しなければならない。	六 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。	六 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

官 報 (号 外)

6 信託の受益者は、当該信託に関して生じた債権に關し、當該信託の受託者たる信託会社に係る營業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
8 信託会社は、營業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める金額に不足したこととなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
9 第一項又は前項の規定により供託する營業保証金は、國債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)をもつてこれに充てることができる。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した營業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合において信託会社がその効力を失つた場合において信託財産の新受託者への譲渡若しくは帰属権利者への移転が終了したとき、又は營業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
11 前各項に規定するもののほか、營業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。
第十二条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2 管理型信託会社は、第八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。
4 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
5 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
6 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
7 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
8 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
9 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
10 (業務方法書の変更) 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
(名義貸しの禁止) 第十五条 信託会社は、自己の名義をもつて、他人に信託業を営ませてはならない。
第十六条 信託会社の常務に從事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営む場合に、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。
2 第二節 主要株主 (主要株主の届出) 第十七条 信託会社の主要株主(第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)となつた者は、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該信託会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。
3 第三節 業務 (業務の範囲) 第十八条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務(当該信託会社の業務方法書(第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をいう。)において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)を営むことができる。
4 信託会社は、前項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であつて、当該信託業務に関連するものを営むことができる。
5 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、営む業務の内容及び方法並びに当該業務を営む理由を記載した書類を添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
6 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
7 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
8 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
9 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
10 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(主要株主でなくなつた旨の届出) 第十九条 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
第二十条 前三条の規定は、信託会社を子会社(第五条第六項に規定する子会社をいう。第五十一条を除き、以下同じ。)とする株式会社の株主又は出資者について準用する。
2 第二節 業務 (業務の範囲) 第二十一条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務(当該信託会社の業務方法書(第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をいう。)において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)を営むことができる。
3 信託会社は、前項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であつて、当該信託業務に関連するものを営むことができる。
4 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、営む業務の内容及び方法並びに当該業務を営む理由を記載した書類を添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
5 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
6 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
7 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
8 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
9 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
10 信託会社は、第二項の規定により営む業務の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内容又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

5 信託会社は、第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

6 第三条の免許又は第七条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該免許又は登録を受けたときは、当該業務を営むことにつき第二項の承認を受けたものとみなす。

(信託業務の委託)

第二十二条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託することができる。

一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先(委託先が確定していない場合、委託の選定に係る基準及び手続)が信託契約において明らかにされていること。

二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。

三 委託に係る契約において、委託先が委託された財産を自己の固有財産と分別して管理することその他、内閣府令で定める条件が付されていること。

2 信託会社が信託業務を委託した場合における第二十八条から第三十条まで(第二十九条第三項を除く。)の規定及びこれらの規定に係る第八章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社(当該信託会

社から委託を受けた者を含む。)とする。

(信託業務の委託に係る信託会社の責任)

第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、信託会社が委託先の選任につき相当の注意をし、かつ、委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

委託先が委託を受けたときは、この限られた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第二十四条 信託会社は、信託の引受けに関する行為をしてはならない。

一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

(信託契約締結時の書面交付)

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対して、次に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託契約の締結時書面交付)

三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約するおそれのあることを告げる行為を含む。)

四 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足することを約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足することを約する行為(第三者をして当該行為を約さない。

五 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

2 信託会社は、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

(信託契約の内容の説明)

第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託契約締結時の書面交付)

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対して、次に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を委託者に交付しなくとも委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託契約の締結時書面交付)

十三 信託契約の解除に関する事項

十四 信託財産の計算期間に関する事項

十五 信託契約の解除に関する事項

十六 その他内閣府令で定める事項

2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面上に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して、当該書面を交付したものにより提供することができる。この場合において、当該書面を交付したものは、当該書面を交付したものとみなす。

3 第一項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

四 信託財産に関する事項

五 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項

七 信託業務を委託する場合には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)

八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要

九 受益者に関する事項

十 信託財産の交付に関する事項

十一 信託報酬に関する事項

十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項

十三 信託財産の計算期間に関する事項

十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項

十五 信託契約の解除に関する事項

十六 その他内閣府令で定める事項

2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面上に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して、当該書面を交付したものにより提供することができる。この場合において、当該書面を交付したものは、当該書面を交付したものとみなす。

3 第一項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

四 信託財産に関する事項

五 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項

(信託財産状況報告書の交付)

第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信

託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。
(信託会社の忠実義務等)

第二十八条 信託会社は、法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る受益者のため忠実に信託業務を行わなければならない。

2 信託会社は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもつて信託業務を行わなければならない。

3 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制その他信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制を整備しなければならない。

(信託財産に係る行為準則)

第二十九条 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。
- 2 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと。
- 3 信託財産に関する情報を利用して自己又は別して管理する場合は、当該有価証券が信託

の本旨に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。

(信託会社の忠実義務等)

第二十九条 信託会社は、内閣府令で定める行為をしてはならない。

2 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがない場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

- 1 自己又はその利害関係人(株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。)と信託財産との間における取引
- 2 一の信託財産とそれ以外の信託財産との間の取引
- 3 信託会社は、前項各号の取引をした場合には、信託財産の計算期間ごとに、当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、当該書面を受益者に対して交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4 第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面について準用する。

(信託の公示の特例)

第三十条 信託会社が信託財産として所有する有価証券を固有財産として所有する有価証券を別して管理する場合は、当該有価証券が信託

の本旨をもつて取引(内閣府令で定めるものを除く。)を行うこと。

四 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為としての信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

産であることを第三者に対抗することができるとする。

2 信託会社が信託財産として所有する登録社債等(社債等登録法昭和十七年法律第十一号)等の規定により登録をした社債及び同法第十四条において準用する同法第三条第一項の規定により登録をした債権をいう。以下この項において同じ。)について同法第五条の移転の登録その他内閣府令・法務省令で定める登録を内閣府令・法務省令で定めるところにより信託の登録である旨を明示してする場合は、同条及び信託法(大正十一年法律第六十二号)第三条第一項の規定の適用については、これらの登録を信託の登録とみなす。この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者がその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。

3 信託会社が信託財産として所有する登録国債(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第二条第二項の規定により登録をした国債をいう。以下この項において同じ。)について同法第三条の移転の登録その他の内閣府令・財務省令で定める登録を内閣府令・法務省令で定める

は、処分の相手方及び転得者がその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。

(信託財産に係る債務の相殺)

第三十一条 信託会社は、信託財産に属する債権で清算機関(証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十五項に規定する金融先物清算機関)をいう。以下この項において同じ。)を債務者とするもの(清算機関が債務引受け(証券取引法第百五十六条の三第一項第五号に規定する有価証券債務引受け等又は金融先物取引法第三十七条第一項に規定する金融先物債務引受け業等として行う債務引受けに限る。以下この項において同じ。)により債務者となつた場合に限る。)については、他の信託財産に属する債務(清算機関による債務引受けの対価として負担したものに限る。)と相殺することができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により相殺を行う信託会社は、当該相殺により信託財産に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。

第四節 経理

(営業年度)

第三十二条 信託会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(営業報告書)

第三十三条 信託会社は、営業年度」として、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に

(権利義務の承継)

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立された信託会社(次項において「合併後の信託会社」という。)は、合併により消滅した信託会社の信託に関する権利義務を承継する。

2 前項の合併について異議を述べた受益者があるときは、当該受益者に係る合併後の信託会社の受託者としての任務は終了する。この場合において、新たに受託者が信託業務を処理することができるまでは、合併後の信託会社は、信託財産を保管し、かつ、信託業務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

3 第一項の規定は分割により信託業の承継をした信託会社について、前項の規定は分割について異議を述べた受益者について、それぞれ準用する。

(届出等)

第四十一条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

二 合併(当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。)をし、分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 信託会社が次の各号のいずれかに該当するごとにとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業を廃止したとき(分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全

部の譲渡をしたときを含む。)。その会社を代

表する取締役若しくは執行役又は監査役であつた者

二 合併により消滅したとき。その会社を代

表する取締役若しくは執行役又は監査役であつた者

三 破産により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

5 信託会社は、信託業の廃止をし、合併(当該

信託会社が合併により消滅するものに限る。)を

し、合併及び破産以外の理由による解散をし、

分割による信託業の全部若しくは一部の承継を

させ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしよ

うとするときは、その日の三十日前までに、内

閣府令で定めるところにより、その旨を公告す

るとともに、すべての営業所の公衆の目につき

やすい場所に掲示しなければならない。

4 信託会社は、前項の公告をしたときは、直ち

に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければな

らない。

5 信託会社(管理型信託会社を除く。以下この

項において同じ。)が第七条第一項若しくは第五

十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型

信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたと

きは、当該信託会社又は当該管理型信託会社

は、遅滞なく、内閣府令で定めるところによ

り、その旨を公告するとともに、すべての営業

所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなけれ

ばならない。

(立入検査等)

第四十二条 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社、当該信託会社との業務に関して取引する者若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し当該

信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にこれらの主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは当該主要株主の書類その他の物件を検査せることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権

限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第四十三条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

(運用型信託会社に対する監督上の処分)

第四十四条 内閣総理大臣は、信託会社(管理型

信託会社を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第五条第二項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。

2 第三条の免許を受けた当時に第五条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

3 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。

4 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。

5 第三条の免許に付した条件に違反したとき。

6 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

7 公益を害する行為をしたとき。

8 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは

執行役又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に対し当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(管理型信託会社に対する監督上の処分)

第四十五条 内閣総理大臣は、管理型信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

官 報 (号 外)

一 第五条第二項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなつたとき。

二 第十条第一項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対し当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(免許又は登録の失効)

第四十六条 信託会社が第四十一条第二項各号の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項

いずれかに該当することとなつたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。

2 信託会社(管理型信託会社を除く。)が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許は、その効力を失う。

3 管理型信託会社が第三条の免許又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第四十七条 内閣総理大臣は、第七条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条第一項

の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 前項の場合における非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第七十一条ノ五第一項の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とする。

3 第一項の場合における信託法第四十九条第一項の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とする。

4 第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であつた受託者は、なお信託会社とみなす。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第四十八条 内閣総理大臣は、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消したとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。

(免許等の取消し等の場合の解任手続)

第四十九条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項

の登録を取り消した場合における信託法第四十七条の適用については、同条中「委託者、其ノ相続人又ハ受益者」とあるのは、「委託者、其ノ相続人、受益者又ハ内閣総理大臣」とする。

2 前項の場合において、裁判所が信託法第四十八条の規定により信託財産の管理人を選任する場合における非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第七十一条ノ五第一項の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とする。

3 第一項の場合における信託法第四十九条第一項の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とする。

4 第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であつた受託者は、なお信託会社とみなす。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見述べることができる。

3 第四十二条第一項、第三項及び第四項の規定

第六節 特定の信託についての特例
(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

2 第二条第三項に規定する特定目的会社をいわゆる信託の引受けについては、第三条の規定は、適用しない。

1 委託者、受託者及び受益者が同一の会社の集団(一)の会社(外国会社を含む。以下この号及び第十項において同じ。)及び当該会社の子会社の集団をいう。以下この条において「会社集団」という。)に属する会社であること。

2 特定目的会社(資産の流動化に関する法律及び第十項において同じ。)及び当該会社の子会社の集団をいう。以下この条において「会社集団」という。)に属する会社であること。

3 資産対応証券(同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。第八項第二号において同じ。)が受益者である場合には、その発行する

第二条第三項に規定する特定目的会社をいわゆる信託の引受けには、その発行する

資産対応証券(同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。第八項第二号において同じ。)が受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していないこと。

3 信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条规定する匿名組合契約をいう。第八項第三号において同じ。)が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。

4 前二号に準ずるものとして内閣府令で定める要件

5 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。

2 前項の信託の引受けを行ふ者は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

官 報 (号 外)

ら
ない。

3 前項の届出には、当該信託に係る信託契約書

のほか、当該信託が第一項各号に掲げる要件の

いざれにも該当することを証する書類として内

閣府令で定める書類を添付しなければならな

い。

4 内閣総理大臣は、第一項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたときは、同項の信託の受託者に対し三月以内の期間を定めて受託者でなくなるための措置その他の必要な措置をとることを命ずることができ

る。

5 第一項の信託の受託者は、同項の信託の受託者でなくなつたとき、又は同項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を内閣

総理大臣に届け出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の信託に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、

その必要の限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に対し第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に受託者の営業所、事務所その他の施設に立ち入りらせ、第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に関して質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査(第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に関し必要なものに限る)させることができる。

7 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為を

してはならない。

一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集

団に属さない者に取得させること。

二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集団に属さない者に取得さ

せること。

三 当該信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約を受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結すること。

四 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める行為

9 信託受益権販売業者は、第一項の信託の受益権について、受託者と同一の会社集団に属しない者に対する販売並びにその代理及び媒介をしてはならない。

10 第一項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十二条 大学等における技術に関する研究成

果の民間事業者への移転の促進に関する法律

(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の規定

により特定大学技術移転事業(同法第二条第一

項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以

下この条において同じ。)の実施に関する計画に

ついての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認

を受けた者第三項において「承認事業者」とい

う。)が、内閣総理大臣の登録を受けて、特定大

学技術移転事業として行う信託の引受け(以下

この条において「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け」という。)については、第三

条の規定は、適用しない。

2 第八条、第九条及び第十条(第一項第二号を除く。)の規定は、前項の登録について準用す

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八条第一項第一号	商号	商号又は名称
第八条第一項第二号	資本	資本又は出資
第八条第一項第三号	取締役及び監査役	役員
第八条第一項第四号	信託業務	信託業務 特定大学技術移転事業に該当するものに限る。)
第八条第二項第一号	定款	定款又は寄附行為
第八条第二項第二号	会社登記簿	登記簿
第九条第一項及び第二項	管理型信託会社登記簿	特定大学技術移転事業承認事業者登記簿
第十条第一項第一号	第二号及び第三号	第一号から第四号まで
第十条第一項第三号	株式会社	資本又は出資の額に満たない
第十条第一項第四号	定款	定款若しくは寄附行為
第十条第一項第五号	株式会社	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け
管理型信託業務	法人	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け
法人	法人	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け

第四十五条第一項第三号	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十五条第二項	取締役若しくは執行役又は監査役	役員
第四十六条第一項	第七条第一項の登録	第七条第一項の登録
第四十六条第三項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項若しくは第五十四条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項若しくは第五十四条第一項の登録
第四十七条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十八条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十九条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第五十条第一項	第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項	第五十二条第一項の登録
第五十一条第一項	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第五十二条第一項	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第五十三条第一項	(以下「国内における代表者」という。)を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	なければならぬ。
第三章 外国信託業者 (免許)	第三条の規定にかかるらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店(以下「主たる支店」という。)について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。	一定款及び業務方法書について準用する。
2 前項の免許を受けようとする者(第五項及び第六項において「申請者」という。)は、信託業務を営むすべての支店の業務を担当する代表者	三 役員(取締役及び執行役並びに監査役又は商号及び本店の所在地) 二 資本の額 三 役員(取締役及び執行役並びに監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名 四 信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類 五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地 六 国内における代表者の氏名及び国内の住所	一 定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を含む。 二 業務方法書 三 貸借対照表 四 収支の見込みを記載した書類 五 その他内閣府令で定める書類
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し	6 内閣総理大臣は、第一項の申請があつた場合においては、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一定款(これに準ずるもの)及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分なものであること。 二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。 三 各支店の人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。	一 法人 四 いづれかの支店において他の信託会社若しくは外国信託会社が現に用いている商号若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若しくは外国信託会社と誤認されるおそれのある名称を用いようとする法人 五 次条第六項の規定により同条第一項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録を取り消され、担保附社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可(当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。)をこの法律、担保附社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない法人

又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

七 いすれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人

八 役員(いかななる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五十九条第二項及び第六十条第二項において同じ。)及び国内における代表者のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある法人

九 主要株主(これに準ずるものと含む。)が信託業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の信託業に係る規制当局による確認が行われていない法人

七 第二項第二号の資本の額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。

8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(登録)

第五十四条 第三条、第七条第一項及び前条第一

項の規定にかかわらず、外国信託業者は、その主たる支店について内閣総理大臣の登録を受けた場合には、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において管理型信託業を営むことができる。

2 第七条第二項から第六項までの規定は、前項第三項の登録(前項において準用する第七条第一項第三号及び第一百一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第六項において申請者)は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 資本の額

三 役員の氏名

四 信託業務以外の業務をいすれかの支店において営むときは、その業務の種類

五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地

六 国内における代表者の氏名及び国内の住所

7 第三項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

10 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 前条第六項各号(第二号及び第三号を除く。)のいすれかに該当する者

二 第三項第二号の資本の額が委託者又は受益者との保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人

四 定款(これに準ずるものと含む。)又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない法人

五 いすれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない法人

6 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定により積み立てられた損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(申請書記載事項の変更の届出)

7 第五十六条 外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。)は、第五十三条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 管理型外国信託会社は、第五十四条第三項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録

官報(号外)

しなければならない。

(届出等)

第五十七条 外国信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

二 合併(当該外国信託会社が合併により消滅した場合を除く。)をし、信託業の一部の承継をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲受けをしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外国信託会社が次の各号のいずれかに該当することは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 すべての支店における信託業務を廃止したとき(外国において信託業のすべてを廃止したとき、外国における信託業の全部の承継をさせたとき、外国における信託業の全部の譲渡をしたときを含む。)。その外国

信託業者又はその外国信託業者であつた者は合併により消滅したとき。その外国信託業者の役員であつた者は破産の宣告を受けたとき、又は本店の所在

する国において当該国の法令に基づき破産と同種類の手続を開始したとき。その破産管

財人又は当該国において破産管財人に相当する者

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき(支店の清算を開始したときを含む。)。

その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者

三 外国信託会社は、すべての支店における信託業の廃止(外国における信託業のすべての廃止を含む。)をし、合併(当該外国信託会社が合併により消滅するものに限る。)をし、合併及び破産以外の理由による解散をし、支店における信託業の全部の承継(外国における信託業の全部の承継を含む。)若しくは一部の承継をさせ、又は支店における信託業の全部の譲渡(外国における信託業の全部の譲渡を含む。)若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 外国信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 外国信託会社は、前項の規定による立入検査のため認められたものと解してはならない。(運用型外国信託会社に対する監督上の処分)第五十九条 内閣総理大臣は、外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該外国信託会社の第五十三条第一項の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(管理型外国信託会社に対する監督上の処分)

第六十条 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該管理型外国信託会社の第五十四条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十三条第六項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなつたとき。

二 第五十四条第六項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第五十四条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

い場所に掲示しなければならない。

(立入検査等)

第五十八条 内閣総理大臣は、外国信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該外国信託会社若しくは当該外国信託会社の支店とその業務に関する取引する者に対し当該支店の業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該支店その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 不正の手段により第五十三条第一項の免許を受けたことが判明したとき。

5 第五十三条第一項の免許を受けた當時に同一の登録を受けたときは、当該外国信託会社又は当該管理型外国信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告する

なつたとき。

四 不正の手段により第五十三条第一項の免許を受けたことが判明したとき。

五 第五十三条第一項の免許に付した条件に違反したとき。

六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二号に該当する行為をしたときは、当該外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

7 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

7 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社の国内

における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

(免許等の取消し等の場合の解任手続の規定の準用)

第六十一条 第四十九条の規定は、内閣総理大臣が第五十四条第一項において準用する第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消した場合は、前条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消した場合について準用する。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第六十二条 裁判所は、外国信託会社の国内における清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣

総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。
2 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
(この法律の適用関係)

第六十三条 外国信託会社については信託会社とみなし、管理型外国信託会社については管理型信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員監査役又は取締役とみなして、第二章の規定(第三条から第十条まで、第十二条、第十四条第二項、第十七条から第二十一条まで、第三十二条、第三十五条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条及び第四十九条から第五十二条までの規定を除く。)及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項	本店	主たる支店
第十七条第三項の登録の更新	第五十四条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新	第五十九条第一項
第七条第一項	第五十三条第一項の登録の更新	第六十条第一項

第十四条第一項、第二十五条 及び第二十六条第一項第二号	商号	支店の名称	第三条の免許	第四十四条第一項	第五十九条第一項	第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録	第六十条第一項	第四十八条	第七条第一項の登録	第五十五条第一項	第五十四条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新	第六十条第一項	第五十九条第一項	第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録	第五十三条第一項の登録	第五十二条第一項の登録又は第五十五条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	第五十六条第二項	第四十六条第一項	第五十七条	第七条第一項の登録の更新	第五十四条第一項	第五十五条第一項	第五十六条第二項	第五十七条第一項	第五十八条第一項	第五十九条第一項	第六十条第一項	第六十一条第一項	第六十三条						
第十五条第一項	第六十三条	第六十四条第一項	第六十五条第一項	第六十六条第一項	第六十七条第一項	第六十八条第一項	第六十九条第一項	第七十条第一項	第七十一条第一項	第七十二条第一項	第七十三条第一項	第七十四条第一項	第七十五条第一項	第七十六条第一項	第七十七条第一項	第七十八条第一項	第七十九条第一項	第八十条第一項	第八十一条第一項	第八十二条第一項	第八十三条第一項	第八十四条第一項	第八十五条第一項	第八十六条第一項	第八十七条第一項	第八十八条第一項	第八十九条第一項	第九十条第一項	第九十一条第一項	第九十二条第一項	第九十三条第一項	第九十四条第一項	第九十五条第一項	第九十六条第一項	第九十七条第一項	第九十八条第一項	第九十九条第一項	第一百条第一項

官 報 (号 外)

2 第二十二条の規定は外国信託会社がその支店において行う業務について、第三十九条の規定は外

国信託会社がその支店における信託業の譲渡を行つ場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十二条第一項

第二十二条第一項	第四条第二項第三号	第五十三条第三項第一号
第八条第二項第三号	第五十四条第四項第一号	第五十五条第三項第一号

第二十二条第六項

第二十二条第六項	第三条の免許	第五十三条第一項の登録
第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録	第五十五条第一項の免許

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十四条 外国信託業者は、次に掲げる業務を行ふため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行おうとする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業に関する情報の収集又は提供

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、外国信託業者に対し前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国信託業者は、第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。
- 三 信託財産に関する情報を利用して自己又は

当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引(内閣府令で定めるものを除く。)を行うことを受託者に指図すること。

四 その他の信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

第五章 信託契約代理店

第一节 総則

(登録)

第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 信託契約代理業を営む者は、信託会社又は外国信託会社から委託を受けてその信託会社又はために信託契約代理業を営まなければならない。

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(登録簿への登録)

第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

とを誓約する書面

二 業務方法書

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を含む。)

四 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(登録の申請)

第六十八条 前条第一項の登録を受けようとする者(第七十条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員の氏名

三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 所属信託会社の商号

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

六 その他内閣府令で定める事項

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。

三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者に該当する者

四 申請者が法人であるときは、次のいすれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある者

三 信託契約代理業務を的確に遂行するための
必要な体制が整備されていると認められない

四 他に営む業務が公益に反すると認められる
者

(変更の届出)

第七十一条 信託契約代理店は、第六十八条第一
項各号に掲げる事項に変更があつたときは、そ
の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣

に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したとき
は、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しな
ければならない。

3 信託契約代理店は、第六十八条第二項第二号
の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、そ
の旨を内閣総理大臣に届け出なければならな
い。

(標識の掲示)

第七十二条 信託契約代理店は、信託契約代理業
を営む事業所又は事務所ごとに、公衆の見やす
い場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示
しなければならない。

2 信託契約代理店以外の者は、前項の標識又は
これに類似する標識を掲示してはならない。
(名義貸しの禁止)

第七十三条 信託契約代理店は、自己の名義を
もつて、他人に信託契約代理業を営ませてはな
らない。

第二節 業務

(顧客に対する説明)

第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結

の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する
場合に限る。以下この章において同じ。)又は媒
介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に
掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属信託会社の商号

二 信託契約の締結を代理するか媒介するかの
別

三 その他内閣府令で定める事項

(分別管理)

第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結
の代理又は媒介に関する顧客から財産の預託を
受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及
び他の信託契約の締結に関して預託を受けた財
産と分別して管理しなければならない。

(準用)

第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定
は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代
理又は媒介について準用する。この場合におい
て、同条中「当該信託会社」とあるのは、「受託
者」と読み替えるものとする。

第三節 経理

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十七条 信託契約代理店は、営業年度又は事
業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告
書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三
月以内に内閣総理大臣に提出しなければならな
い。

2 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に
関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密
のある事項を除き、公衆の縦覧に供しなけれ
ばならない。

ばならない。

(所属信託会社の説明書類の縦覧)

第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の
営業年度又は事業年度ごとに、第三十四条の規
定により当該所属信託会社が作成する説明書類
を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事
務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければな
らない。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいづれ
かに該当することとなつたときは、当該各号に
定める者は、その日から三十日以内に、その旨
を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託契約代理業を廃止したとき(分割によ
り信託契約代理業の全部の承継をさせたと
き、又は信託契約代理業の全部の譲渡をした
ときを含む)。その個人又は法人

二 信託契約代理店である個人が死亡したと
き。その相続人

三 信託契約代理店である法人が合併により消
滅したとき。その法人を代表する役員で
あつた者

四 信託契約代理店である法人が破産により解
散したとき。その破産管財人

五 信託契約代理店である法人が合併及び破産
以外の理由により解散したとき。その清算
人

(立入検査等)

第八十条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が
次の各号のいずれかに該当する場合において
は、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の
登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて
業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。

一 第七十一条各号(第二号口を除く。)に該当す
ることとなつたとき。

二 不正の手段により第六十七条第一項の登録
を受けたことが判明したとき。

約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業
務に関して取引する者に対し当該信託契約代理
店の業務に関し参考となるべき報告若しくは資
料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約
代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、
その業務の状況に関して質問させ、若しくは書
類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

(業務改善命令)

第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の
業務の状況に照らして、当該信託契約代理店の
信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保
するため必要があると認めるときは、当該信託
契約代理店に対し、その必要の限度において、
業務方法書の変更その他業務の運営の改善に必
要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第八十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が
次の各号のいずれかに該当する場合において
は、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の
登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて
業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

官報 (号外)

		三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したときは。 四 公益を害する行為をしたとき。	
		二 内閣総理大臣は、信託契約代理店の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができること。	
		(登録) 第八十六条 信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。	
		2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。	
(登録の失効) 第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。		3 有効期間の満了後引き続き信託受益権販売業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。	2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。
(登録の抹消) 第八十四条 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。		4 前項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。	3 有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日より起算して三年とする。
(登録の申請) 第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任する。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。		5 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。	4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
(登録簿への登録) 第八十六条 内閣総理大臣は、第八十六条第一項の登録の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされなければならない。		6 第三項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされなければならない。	3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。
(登録簿への登録) 第八十七条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下この条、第八十九条、第二百二条第一項第二号及び第一百十一条第九号において同じ。)を受けようとする者(第八十九条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を		(登録の拒否) 二 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	
(登録の申請) 第八十八条 内閣総理大臣は、第八十六条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託受益権販売業者登録簿に登録しなければならない。		一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号	3 前項第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号
(登録の拒否) 第八十九条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八十七条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。		3 申請者が個人であるときは、第五条第二項	2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八十七条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
(登録の申請) 第九十条 信託受益権販売業者は、第八十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。		3 信託受益権販売業者は、第八十七条第二項第二号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託受益権販売業者登録簿に登録しなければならない。
(營業保証金) 第九十一条 信託受益権販売業者は、営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。		3 前項の営業保証金の額は、信託受益権販売業務の内容及び顧客の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。	三 信託受益権販売業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 四 他に業務を営むときは、その業務の種類 五 その他内閣府令で定める事項
（該当する者） イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者		ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者	二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 第八十九条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面 二 業務方法書 三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるものを持む。) 四 その他の内閣府令で定める書類
（変更の届出） 二 他に営む業務が公益に反すると認められる者		四 他に営む業務が公益に反すると認められる者	三 信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者
（該当する者） イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者		ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者	二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者 二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者 二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者 二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

官 報 (号外)			
7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。	8 信託受益権販売業者は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の規定により、当該信託受益権販売業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。	4 内閣総理大臣は、顧客の保護のため必要があると認めるときは、信託受益権販売業者と前項の契約を締結した者又は当該信託受益権販売業者に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。	5 信託受益権販売業者は、第一項の営業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行ひ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託受益権販売業務を開始してはならない。
6 信託受益権販売業者による信託受益権(信託の受益権のうち、証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除いたものをいう。以下この章において同じ。)の販売又はその代理若しくは媒介(以下「信託受益権の販売等」という。)により信託受益権の売買契約を締結した者は、当該信託受益権の売買契約に関する生じた債権に関し、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。	11 (標識の掲示) 第九十二条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。	10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第八十六条第三項の登録の更新がされなかつたとき、第二百二十二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録が取り消されたとき、第二百三十二条の規定により第八十六条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。	1 (名義貸しの禁止) 第九十三条 信託受益権販売業者は、自己の名義をもつて、他人に信託受益権販売業を営ませてはならない。
2 又はこれに類似する標識を掲示してはならない。	2 信託受益権販売業者以外の者は、前項の標識を掲示してはならない。	3 (信託受益権の内容の説明) 第九十四条 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対して掲げる事項を説明しなければならない。	4 (第二節 業務) 第九十五条 信託受益権販売業者は、信託受益権の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
3 信託受益権販売業者は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の規定により、当該信託受益権販売業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	4 (行為準則の準用) 第九十六条 第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に対して行う信託受益権の販売等について準用する。	5 (行為準則の準用) 第九十七条 信託受益権販売業者による帳簿書類は、事業年度ごとに、信託受益権販売業者と販売業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。	6 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 第九十八条 信託受益権販売業者は、営業年度又は事業年度ごとに、信託受益権販売業者と販売業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
5 その他内閣府令で定める事項	6 (信託財産の種類、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法並びに信託財産の交付に関する事項) 二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項	7 (信託財産の有無その他信託財産の評価に関する事項) 三 信託の設定時における第三者による信託財産の評価の有無その他信託財産の評価に関する事項	8 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 四 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項
6 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 五 その他内閣府令で定める事項	7 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 六 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項	8 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 九 その他内閣府令で定める事項	10 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 十 その他内閣府令で定める事項
7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、内閣府令で定めたものとする。	8 (第四節 監督) 第九十九条 信託受益権販売業者が次の各号のい	9 (第四節 監督) 第一百条 信託受益権販売業者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。	10 (第四節 監督) 第一百一条 信託受益権販売業者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。
官 報 (号外)			
7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。	8 信託受益権販売業者は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の規定により、当該信託受益権販売業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。	4 内閣総理大臣は、顧客の保護のため必要があると認めるときは、信託受益権販売業者と前項の契約を締結した者又は当該信託受益権販売業者に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。	5 信託受益権販売業者は、第一項の営業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行ひ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託受益権販売業務を開始してはならない。
6 信託受益権販売業者による信託受益権(信託の受益権のうち、証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除いたものをいう。以下この章において同じ。)の販売又はその代理若しくは媒介(以下「信託受益権の販売等」という。)により信託受益権の売買契約を締結した者は、当該信託受益権の売買契約に関する生じた債権に関し、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。	11 (標識の掲示) 第九十二条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示してはならない。	10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第八十六条第三項の登録の更新がされなかつたとき、第二百二十二条第一項の登録が取り消されたとき、第二百三十二条の規定により第八十六条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。	1 (名義貸しの禁止) 第九十三条 信託受益権販売業者は、自己の名義をもつて、他人に信託受益権販売業を営ませてはならない。
2 又はこれに類似する標識を掲示してはならない。	2 信託受益権販売業者以外の者は、前項の標識を掲示してはならない。	3 (信託受益権の内容の説明) 第九十四条 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対して掲げる事項を説明しなければならない。	4 (第二節 業務) 第九十五条 信託受益権販売業者は、信託受益権の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
3 信託受益権販売業者は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の規定により、当該信託受益権販売業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	4 (行為準則の準用) 第九十六条 第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に対して行う信託受益権の販売等について準用する。	5 (行為準則の準用) 第九十七条 信託受益権販売業者による帳簿書類は、事業年度ごとに、信託受益権販売業者と販売業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。	6 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 四 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項
5 その他内閣府令で定める事項	6 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 五 その他内閣府令で定める事項	7 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 六 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項	8 (信託受益権の内容を記載した書面の交付) 九 その他内閣府令で定める事項
6 前項の権利の実行に關し必要な事項は、内閣府令で定めたものとする。	7 (第四節 監督) 第九十九条 信託受益権販売業者が次の各号のい	8 (第四節 監督) 第一百条 信託受益権販売業者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。	10 (第四節 監督) 第一百一条 信託受益権販売業者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

官 報 (号 外)

すれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託受益権販売業を廃止したとき(分割により信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき、又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたときを含む)。その個人又は法人

二 信託受益権販売業者である個人が死亡したとき。その相続人

三 信託受益権販売業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 信託受益権販売業者である法人が破産により解散したとき。その破産管財人

五 信託受益権販売業者である法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

(立入検査等)

第百条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、

当該信託受益権販売業者に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更、財産の供託などを実施するための措置を命ずることができる。

（監督上の処分）
第一百一条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
二 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けることとなつたとき。
三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

（適用除外）
第一百二条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十九条各号(第二号口を除く。)に該当するところとなるとき。

二 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

五 信託受益権販売業者若しくは当該職業者とその業務に関して取引する者に対し当該信託受益権販売業者の業務に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託受益権販売業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

なければならない。

ができる。
(登録の失効)

第一百三条 信託受益権販売業者が第九十九条各号のいずれかとあるのは「第三号又は第四号」と、「当該信託受益権販売業者の第八十六条第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けたときは、当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）
第一百四条 内閣総理大臣は、第八十六条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）
第一百五節 雜則
第一百五十六条(第二十七条の六第一項) 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百二十八号)
第二十五条の四第一項又は公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第二十六条の三第一項の規定による信託受益権の販売(次項において「信託受益権の販売」という。)を行う場合には、第八十六条第一項の規定は、適用しない。

（適用除外）
第一百五十五条 第八十六条第一項の規定にかかるらず、信託会社等(信託会社(管理型信託会社を除く。)、外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。)、証券会社(証券取引法第一条第九項に規定する証券会社をいう。)、外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。)又は登録金融機関(証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。)をいう。次項において同じ。)は、信託受益権販売業を営むことができる。

（適用除外）
第一百五十六条 第八十六条第一項の規定にかかる限りにおいては、当該住宅金融公庫等を信託受益権販売業者とみなして、第九十四条から第九十六条までの規定及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。

（適用除外）
第一百五十七条 雜則
（財務大臣への資料提出等）
第一百五十八条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に係る制度

これらの規定に係る第八章の規定を適用する。

この場合において、第一百二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第四号」と、「当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の規定による登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」とする。

の企画又は立案をするため特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、信託会社、外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者に対し、資料の提出、説明その他協力を求めることができる。

(権限の委任)

第百七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(適用関係)

第一百八条 この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。

(内閣府令への委任)

第一百九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可及び承認に関する申請の手続、書類の提出の手続、記載事項要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第一百十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで信託業を営んだ者

二 不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者

三 不正の手段により第七条第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者

四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者

五 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者

六 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者

七 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

八 第八十六条第一項の規定に違反して、信託受益権販売業を営んだ者

九 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けた者

十 第九十三条の規定に違反して、他人に信託受益権販売業を営ませた者

十一 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

十二 第四十二条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定により添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十四 第四十二条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十五 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を出した者

十七 第三十四条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者

十八 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十九 第五十五条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二十 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

五 第百二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第百十三条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

八 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定により添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十四 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十五 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十八 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十九 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十一 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十二 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十四 同条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十五 第五十一条第二項の規定による届出をせ

官 報 (号 外)

ず、又は同項の届出書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 載をして提出した者
 十六 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者
 反した者
 十七 第五十一条第五項の規定による命令に違反した者
 十八 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の届出をした者
 十九 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をした者
 二十 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者
 姦げ、若しくは忌避した者
 二十一 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類をして提出した者
 二十二 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 二十三 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
 二十四 第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 二十五 第五十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨み、妨げ、若しくは忌避した者
 二十六 第六十八条第一項の規定による申請書

又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 二十七 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
 二十八 第七十八条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せた者
 二十九 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 三十 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 三十一 第八十七条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 三十二 第八十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は資料の提出をせず、又は虚偽の報告書を提出した者
 三十三 第百条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告書を提出した者
 三十四 第百条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨め、妨げ、若しくは忌避した者
 第百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 第十一条第八項又は第九十二条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者
 二 第十七条第一項(第二十条において準用する場合を含む)の規定による届出書若しくは第十七条第二項第二十条において準用する場合を含む)の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは資料の提出をした者
 三 第二十二条第三項(第六十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 四 第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者
 五 第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の届出をした者

十二 第九十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第九十二条第一項の規定に違反した者
十四 第九十二条第二項の規定に違反して、同一条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

十五 第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対する当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十二条 三億円以下の罰金刑
二 第百十三条 第三号、第十二号及び第二十
三号を除く。) 一億円以下の罰金刑
三 第百十四条 第五号

四 第百十一条、第一百十三条第三号、第十二号若しくは第二十三号、第一百十四条(第五号を除く。)又は前二条 各本条の罰金刑
2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とする場合には、その役員若しくは清算人、外国信託会社の国内における代表者若しくは清算人又は信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者

(当該信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者が法人であるときは、その役員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。)

算人は、百万円以下の過料に処する。
一 第四十二条の規定による命令に違反したときは。

二 第五十五条第一項(第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

三 第五十五条第四項の規定に違反して、資産を国内において保有しないとき。

四 第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五 第八十二条の規定による命令に違反したとき。

六 第九十七条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

七 第一百一条の規定による命令に違反したとき。

八 信託法第二十八条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

九 信託法第三十九条に規定する事務の処理若しくは計算をせず、又は財産目録を作成しないとき。

十 正当な理由なく信託法第四十条の規定による閲覧を拒み、又は説明をしないとき。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第四項又は第九十二条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

二 第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第六十六条の規定に違反した者

五 第八十二条の規定による命令に違反したとき。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止)

第二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)は、廃止する。(特定債権の譲渡の公告等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廢止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下「旧特定債権法」という。)第二条第三項に規定する特定事業者(以下この条において「特定事業者」という。)が旧特定債権法第六条(旧特定債権法第十一條第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一條の二の規定により適用する場合を含む。第四項及び第五項において同じ。)の規定により確認を受けた旧特定債権法第十一條第一項の規定による特定債権の譲渡について対抗要件が備えられたときは、旧特定債権法第九条(旧特定債権法第十一條第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一條の二の規定により適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前に旧特定債権法第六条の規定により確認を受けた特定事業者は、当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更(特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。)をしようとするときは、この法律の施行後においても、当該変更後の特定債権の譲渡に係る計画を経済産業大臣に提出して、その計画が旧特定債権法第六条各号に適合する旨の確認を受けることができる。

5 この法律の施行前に特定事業者が旧特定債権法第六条の規定により確認を受けた特定債権の譲渡に係る計画この法律の施行後に前項の規定による特定債権の譲渡の総額の変更の確認を受けたものを含む)については、旧特定債権法第十一条(旧特定債権法第十一條第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一條の二の規定により適用する場合を含む)の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る経過措置)

第四条 旧特定債権法第十二条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る当該調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(特定債権等譲受業者に係る経過措置)

第五条 旧特定債権法第三条の規定により届け出た計画に従つてこの法律の施行前に旧特定債権法第二条第二項に規定する特定債権等(以下この条において「特定債権等」という。)を譲り受けた旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債權等譲受業者(旧特定債権法第六十六条の規定により特定債権等譲受業者とみなされた者を含む。)については、旧特定債権法第三十六条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで、第六十七条、第七十条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、当該特定債権等に係る旧特定債権法第二条第六項に規定する小口債権についての債務の弁済が完了す

るまでの間は、なおその効力を有する。

(小口債権販売業者に係る経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧特定債権法第

五十二条の規定による許可を受けている者は、

この法律の施行の日から起算して六月を経過す

む)を受けた直近の日から起算して六年を経過す

した日のいずれか早い日までの間は、この法律

による改正後の信託業法(以下「新信託業法」と

いう。)第八十六条第一項の登録を受けないで、

信託受益権販売業(当該許可を受けた小口債権

販売業に該当する部分に限る。)従前の例によ

り引き続き営むことができる。その者がその期

間内に同項の登録の申請をした場合において、

その期間を経過したときは、その申請について

登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、

同様とする。

2 前項に規定する期間は、同項の規定により従

前の例によることとされる旧特定債権法第六十

五条において準用する旧特定債権法第五十条の規定により同項に規定する許可を受けている者

の当該許可が取り消された場合又はその業務の

停止が命じられた場合には、当該处分があつた

日までの間とする。

(信託業法に関する適用関係)

第七条 新信託業法第二十二条及び第二十三条

(これらの規定を附則第十五条の規定による改

正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法

いう。)第九十九条第八項において準用する場合

の規定により適用する場合を含む。)の規定並び

を含む。)の規定は、施行日以後に行われる信託業務の委託について適用する。

2 新信託業法第二十四条から第二十六条まで、

第二十八条及び第二十九条(これらの規定を含む。)の規定により適用する場合を含む。)におい

て準用する第二十四条の規定は、施行日以後に

行われる新信託業法第九十一条第六項に規定す

る信託受益権の販売等について適用する。

(供託に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の信託業法(次項において「旧信託業法」という。)第七条(附則第十五条の規定による改

正前の金融機関の信託業務の兼營等に関する法

律(以下「旧兼營法」という。)第四条及び附則第

八十条の規定による改正前の保険業法(次項に

おいて「旧保険業法」という。)第九十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定により供

託されている供託物は、新信託業法第十二条第

一項(新兼營法第四条第一項及び新保険業法第

九十九条第八項において準用する場合を含む。)

の規定により供託された営業保証金とみなす。

2 前項の場合において、この法律の施行の際現

に旧信託業法第八条(旧兼營法第四条及び旧保

険業法第九十九条第八項において準用する場合

を含む。)の規定による供託物の上に存する受益

者の優先権は、新信託業法第十二条第六項(新

兼營法第四条第一項及び新保険業法第九十九条

第八項において準用する場合を含む。)に規定す

る権利とみなす。

(準備行為)

第九条 新信託業法第三条若しくは第五十三条第

一項の免許又は新信託業法第七条第一項、第五

十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条

の規定により適用する場合を含む。)の規定並び

ようとする者は、この法律の施行前においても、新信託業法第四条、第八条（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十四条、第六十八条又は第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科す。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（商法の一部改正）

第十一条 商法の一部を次のように改正する。

第一百条第三項中「信託会社」の下に「又ハ信託業務ヲ営ム金融機関」を加える。

第一百九十七条ノ二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）

第十一條 担保附社債信託法の一部を次のように改正する。

第五条中「特別ノ法律ニ依ル場合ヲ除クノ外」を削り、同条に次の二項を加える。
 信託業法（平成十六年法律第 号）第三条
 若ハ第五十三条第一項ノ免許ヲ受ケタル者又ハ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号以下兼営法ト称 モノト看做ス）
 ノ第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関（社債ノ管轄業務及担保権ニ関スル信託業務）
 ノ規定二依リ第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サル者ガ信託業法第四十四条第一項ノ規定二依リ同法第三条ノ免許ヲ取消サレ
 若ハ同法第五十九条第一項ノ規定ニ依リ同法第五十三条第一項ノ免許ヲ取消サレ若ハ同法第四十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ同法第五十三条若ハ第五十三条第一項ノ免許ガ其ノ効力ヲ失ヒ又ハ兼営法第八条ノ三ノ規定ニ依リ兼営法第一条第一項ノ認可ヲ取消サレタルトキハ前項ノ規定ニ依リ取得シタルモノト看做サルル免許ハ其ノ効力ヲ失フ
 第八条の次に次の二条を加える。

第八条ノ二 信託業法第十五条、第二十二条乃至第二十四条、第二十八条第三項及第二十九条ノ規定ハ信託会社（第五条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サル者及信託業法第七条第一項又ハ第五十条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲グル行為ヲ為シタル者）
 二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サル者又ハ金融機関（信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）
 同項第三号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）」に改める。
 第二十四条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
 第二十九条第一項中「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第三号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）」に改める。

第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務」を「信託業法（平成十六年法律第百十九条ノ三中「左ニ」を「次ニ」に改め、同条に次の二項を加える。）
 第二項中「信託」を「信託会社ガ営ム信託」に改める。

条第一号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十三条中「会社」を「信託会社」に改める。
 第十四条中「信託会社」を「担保附社債ニ関スル信託事業ヲ専業トスル信託会社」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正に伴う経過措置）
 第十五条第一項中「商法」を「担保附社債ニ関スル信託事業ヲ専業トスル信託会社ニ係ル商法」に改める。

第十六条第一項中「信託会社」を「担保附社債ニ関スル信託事業ヲ専業トスル信託会社」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）
 第十三条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
 第十条中「左ノ」を「次ノ」に改め、同条第二号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ以下同ジ）」に改める。
 第二十二条ノ四第三項中「信託業務ヲ営ム銀行若ハ信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム金融機関」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）
 第十四条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
 第二十九条第一項中「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第三号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）
 第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務」を「信託業法（平成十六年法律第百十九条ノ三中「左ニ」を「次ニ」に改め、同条に次の二項を加える。）
 第二項中「信託」を「信託会社ガ営ム信託」に改める。

第一号) 第二条第一項ニ規定スル信託業及次二掲グル業務に改め、同項に次の各号を加える。
一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業
二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益權販売業(第四条第三項ニ於テ信託受益權販売業ト称ス)
三 財産ノ管理(受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル)
四 財産ニ関スル遺言ノ執行
五 会計ノ検査
六 財産ノ取得、处分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介
七 次二掲グル事項ニ関スル代理事務
八 債權ノ取立
九 債務ノ履行
第四条を次のように改める。
第四条 信託業法第十一条、第二十二条乃至第三十一条、第四十二条及第四十九条ノ規定ハ金融機関力信託業務ヲ當ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十五条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第三項の登録がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第三項の登録が取り消された場合若しくは第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つたトアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したトアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」トス
第五条ノ二第一項中「信託会社又ハ」を削る。
第六条ノ二第一項中「信託会社又ハ」を削る。
第七条第二項を次のように改める。
第七条ノ二第二項を次のように改める。
信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ合併ニ異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス
第八条ノ二第二項を次のように改める。
信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ分割ニ異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後の信託会社」トアルハ之ヲ「分割により信託業の承継をした信託会社又は信託業務を営む金融機関」トス
第九条ノ二第一項及第二項ノ規定ハ信託業務ヲ當ム金融機関力信託受益權販売業ヲ當ム場合ニ之ヲ準用ス
第五条ノ三の次に次の二条を加える。
第五条ノ四 信託業務ヲ當ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項ノ規定ニ依ル命令二違反シタルトキ

失つた」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したトアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した」トス
第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填ヲ得シ又ハ補足スル旨ヲ定ムル信託契約(内閣府令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ヲ締結スルコトヲ得第六条中「信託会社又ハ」を削り、「金融機関の合併及び転換に関する法律」の下に「昭和四十三年法律第八十六号」を加え、「商法第一百条第一項」を「商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百十二条第一項」に改める。
第七条ノ二第一項中「信託会社又ハ」を削る。
第六条ノ二第一項中「信託会社又ハ」を削る。
第七条第二項を次のように改める。
第七条ノ二第二項を次のように改める。
信託業法第四十条第二項ノ規定ニ依ル命令二異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス
第八条ノ二第二項を次のように改める。
信託業法第四十条第二項ノ規定ニ依ル命令二異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後の信託会社」トアルハ之ヲ「分割により信託業の承継をした信託会社又は信託業務を営む金融機関」トス
第九条ノ二第一項及第二項ノ規定ハ信託業務ヲ當ム金融機関力信託受益權販売業ヲ當ム場合ニ之ヲ準用ス
第五条ノ三の次に次の二条を加える。
第五条ノ四 信託業務ヲ當ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項ノ規定ニ依ル命令二違反シタルトキ

第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填ヲ得第六条中「信託会社又ハ」を六条ずつ繰り下げる。
第十条中「左ノ」を「次ノ」に改め、「信託業務ニ係ル代理店(代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員 取締役 執行役其ノ他ノ法人ノ代表者)」を削り、同条第一号から第四号までを次のように改める。

第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填ヲ得第六条中「信託会社又ハ」を六条ずつ繰り下げる。
第十条第五号を削り、同条第六号中「信託法」の下に「(大正十一年法律第六十二号)」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。
第十六条 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一条第四項ノ規定ニ依ル命令二違反シタルトキ

テ供託ヲ為サザル者ハ百万円以下ノ過料二処ス

第九条ノ五中「左ノ」を「次ノ」に、「罰金刑

ヲ、其ヲ「罰金刑ヲ其」に改め、同条第一号中

「第九条ノ三」を「第十条」に改め、同条第二号中

「前条」を「第十一条」に改め、同条に次の一号を

加える。

三 前二条 各本条ノ罰金刑

第九条ノ五を第十四条とする。

第九条ノ三中「左ノ」を「次ノ」に、「又ハ三百

万円以下ノ罰金二処ス」を「若ハ三百万円以下ノ

罰金二処シ、又ハ之ヲ併科ス」に改め、同条第

一号を次のように改める。

一 第四条第三項二於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

百二条第一項ノ規定ニ依ル業務ノ停止ノ命

令ニ違反シタル者

第九条ノ三第二号中「第八条」を「第八条ノ二

又ハ第八条ノ三」に改め、同条を第十条とし、

同条の次に次の三条を加える。

第十一条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以

下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金二処シ、又

ハ之ヲ併科ス

一 第四条第一項二於テ準用スル信託業法第

二十九条第一項第一号、第三号又ハ第四号

ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲ゲル行為

ヲ為シタル者

二 第四条第一項二於テ準用スル信託業法第

二十九条第一項ノ規定ニ違反シタル者

三 第四条第一項二於テ準用スル信託業法第

四十二条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル報

告若ハ資料ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報

告若ハ資料ノ提出ヲ為シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

四十二条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル當

之ヲ併科ス

五 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

九十六条ニ於テ準用スル信託業法第二十四

条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定

ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲ゲル行為ヲ為シ

タル者

六 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

九十八条第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出

ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告書ヲ提出シタル

者

七 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

百条第一項ノ規定ニ依ル報告若ハ資料ノ提

出ヲ為シタル者

八 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

二十九条第三項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セ

ズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十九条第三項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セ

ズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

五 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

六 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

七 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

第十二条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以

下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金二処シ、又ハ

之ヲ併科ス

一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

十一条第五項ノ規定ニ違反シテ信託業務ヲ

開始シタル者

二 第五条ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケズシ

テ業務ノ内容又ハ方法ヲ変更シタル者

第十三条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ六月以

下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金二処シ、又

ハ之ヲ併科ス

一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

十一条第八項ノ規定ニ違反シテ供託ヲ為サ

ザル者

二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十六条第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ交付セ

ズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十七条第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ交付セ

ズ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル報告書ヲ

交付シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十九条第三項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セ

ズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

五 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

六 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

七 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

八 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ

為シタル者

おいて「定型的信託約款」という。に基づく信託契約による信託の引受けについては、附則第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日から適用する。

新兼營法第四条第一項において準用する新信託業法第二十七條及び第二十九条第三項の規定は、施行日前の定型的信託約款に基づく信託契約による信託の引受けについては、附則第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過した日以後に計算期間を開始する信託財産について適用する。

新兼營法第四条第二項の規定により適用する新信託業法第七十六条において準用する新信託業法第二十五条(第二十六条第一項第七号に掲げる事項に限る)の規定は、定型的信託約款に基づく信託契約の締結の代理又は媒介については、附則第七条第五項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日から適用する。

新兼營法第五条第一項において準用する新信託業法第二十九条(第二十条第一項第七号に掲げる事項に限る)の規定により適用する新信託業法第六十七条第一項第七号に掲げる事項に係る代理店に係る金融機関を新兼營法第六十七条第二項に規定する所屬信託兼營金融機関として新信託業法第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けたものとみなす。

前項の規定により新信託業法第六十七条第一項の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新信託業法第六十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び

同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新信託業法第六十八条第一項各号に掲げる事項及び新信託業法第六十九条第一項第二号に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

7 この法律の施行の際現に銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十七号)第十条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第一条第一項の認可を受けた同項の金融機関が営む信託業務に対する新兼營法の適用については、新兼營法第一条第一項中「業務(政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)とあるのは、「業務」とする。

(農業協同組合法の一部改正)

第十七条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二十四項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書」を「信託業法(平成十六年法律第 号)第十四条第二項ただし書」に改める。

第十一条の十八第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律により同法第一項に規定する信託業務」を「信託業務(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務)をいう。第四号において同じ。」に改め、同項中第三号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く)当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(信託子会社等を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)イ 信託専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く)当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く)当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

四 信託業法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号において「信託専門会社」という。)

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行つ農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業、証券業又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 第九項第一号中「第一項第五号又は第六号」に改め、同条第十項中「第二項第三号」を「第二項第一号」に改め、同条第九項第一号中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

農業協同組合連合会が第十条第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行つ場合における第一項第五号の規定の適用

については、同号イ及びハ中「当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該農業協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の子会社」とする。

四 信託専門関連業務 第十一条の十九第一項中「及び第二号」を「か

ら第四号まで」、「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号」に、「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。)が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。並びに同条第一項第五号を「同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。」及び同条第一項第七号に改める。

第十二条第二項第三号中「並びに」を「及び」に、「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

(農業災害補償法の一部改正)

第十八条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五条)の一部を次のように改正する。

(証券取引法の一部改正)

第十九条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二十条 第二項第一項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第二十一条 第二項第三号中「並びに」を「及び」に、「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

第二十二条 第二項第一項中「銀行」を「金融機関」に改め

第三十四条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

第四十条第一項、第五十四条第一項第四号、第六十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「信託会社」を削る。

(証券取引法の一時改正に伴う経過措置)

第二十条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社については、前条の規定による改正後の証券取引法(以下この条において「新証券取引法」という。)第二十八条の四第一項第七号に該当する者とみなす。

第二十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(医療法の一部改正)

第二十三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

2 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新証券取引法第二十八条の四第一項第九号トに該当する者とみなす。

3 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることとがなくなつた日から五年を経過しない者については、新証券取引法第二十八条の四第一項第九号を第七号とし、第四号を第六号とし、第一号の二を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 信託業法(平成十六年法律第一号)第

の執行を終わり、又はその刑の執行を受けけることがなくなつた日から五年を経過しない法人については、新証券取引法第二十八条の四第一項第十一号口に該当する者とみなす。

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号において「信託専門会社」という。)で当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

1 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有する当該会社の議決権の数を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有して当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有して当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権に

ついて、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第八十七条の三第二項を次のように改める。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業、証券業又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介会社

専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

三 第九項第一号中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同条第十一項に次の一項を加える。

11 連合会が第八十七条第六項の規定により信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社」とあるのは、「当該連合会又はその信託子会社等が合算して、当該連合会の子会社」とする。

四 第八十七条の四第一項中「及び第二号」を「から第四号まで」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号」に、「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介会社

の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。)が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。)並びに同条第一項第五号を「同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)及び同条第一項第七号に改める。

第五百条第一項中「第二項第二号及び第三号」を「第二項第一号、第五号及び第六号」に、「同条第二項第一号、第五号及び第六号」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号」に改め。

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

五 信託業法(平成十六年法律第 号)第十二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの、当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保險子会社等が合算して、当該信用協同組

第四条の四第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第 四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務」を「信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第 四十三号)第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。)に改め、同項中第四号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 信託業法(平成十六年法律第 号)第十二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの、当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保險子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の

合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

本 証券専門関連業務を営むもの（イ、口及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務を営むもの（イ、口及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

つ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とするもの

口 信託専門会社

二 その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第四条の四第三項中「から第四号まで又は第六号」を「から第六号まで又は第八号」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条に次の二項を加える。

7 信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、二

及びト中「当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とす

る。

第四条の五第一項中「から第四号まで及び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第七号とし、同項第五号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨して、当該信用協同組合連合会の子会社」とす

る。

第四条の五第一項中「から第四号まで及び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改め、同号を「から第六号まで及び第八号」に改める。

（外国為替及び外國貿易法の一部改正）

六 又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第五条の四第二項に次の二号を加える。

八 信託子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号

第十二条の二第一項中「信託業法（大正十二年法律第六十五号）第三条第一項に規定する信託会社」を「信託業法（平成十六年法律第

<p>号)第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社」に改める。</p> <p>(私立学校法の一部改正)</p> <p>第二十八条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十四条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p> <p>(商品取引所法の一部改正)</p> <p>第二十九条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十九条の四第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p> <p>(社会福祉法の一項改正)</p> <p>第三十条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十一条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p> <p>(宗教法人法の一項改正)</p> <p>第三十一条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十四条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p> <p>(投資信託及び投資法人に関する法律の一項改正)</p> <p>第三十二条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条中「信託会社又は信託業務を営む金融機関以下「信託会社等」という。」を「信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)をいう。次章</p>	<p>及び第三章を除き、以下同じ。」に改める。</p>
<p>は)に改め、同項第一号を次のように改める。</p>	<p>第五条第六項中「署名し又は」を「署名し、又</p>
<p>一 委託者の商号及び受託者の商号又は名称</p>	<p>第九条第二項第三号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)」を「信託業法(平成十六年法律第二号)」に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>
<p>三号)及び、特定債権等に係る事業の規制に</p>	<p>第一号)に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>
<p>関する法律(平成四年法律第七十七号)」を削</p>	<p>三号)」に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>
<p>り、同項第四号中「第十九条の規定により同法第五号)の一部を次のように改める。</p>	<p>三号)」に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>
<p>第一条第一項の免許」を「第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許、同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免</p>	<p>三号)」に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>
<p>許」に、「第八条」を「第八条ノ三」に改め、同項第六号末中「第十九条の規定により同法第一条规定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免</p>	<p>三号)」に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>
<p>許」に、「第八条」を「第八条ノ三」に改め、同項第八号イ中「第十九条の規定により同法第一条规定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免</p>	<p>三号)」に改め、「(昭和十八年法律第四十</p>

を「前項第十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第五十四条の十七第二項に次の一号を加え

る。第五十四条の十七第二項に次の一号を加え

八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第五十四条の十七第三項中「から第七号まで又は第九号」を「から第十号まで又は第十二号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一項第十号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 信用金庫連合会が第五十四条第六項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第十号の規定の適用については、同号イ、ハ、二及びト中「当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会の子会社」とす

第五十四条の十八第一項中「から第三号まで、第七号及び第九号」を「から第五号まで、第十号及び第十二号」に改める。

第八十七条第二号中「第七号若しくは第八号」を「第十号若しくは第十一号」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十六条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のようにより改正する。

第五十四条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七百七十六号)の一部を次のようにより改正する。

第四十一条第一項第一号中「信託会社」を削る。

第七十七条第一項中「信託会社」を「信託業法(平成十六年法律第三条又は第五十

三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。)に改め、同条第四項中「金融機関」の下に「及び第一項の政令で定める信託会社」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)の一部を次のようにより改正する。

第十三条の二第一項第八号を削り、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一

二号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 信託業(信託業法第一条第一項(定義)に

規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの

の 当該会社の議決権(商法第二百十一

条ノ二第二項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の

規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。

以下同じ。)について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有する当該会社の議決権の

数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長

期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して、当該长期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるもの

を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有して保有しているもの

の 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるもの

を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該长期

期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して、当該长期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるもの

を除く。)当該会社の議決権について、当該长期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該长期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該长期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

当該长期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該长期信用銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該长期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該长期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該长期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有する当該会社の議決権の

して、当該長期信用銀行又はその子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及び二に掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社 第二項の二第一項中第六号を第八号とし、同第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同

号の次に次の一号を加える。

六 信託業法(平成十六年法律第 号)第

二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて同じ。)を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

第十三条の二第一項第三号の二を同項第四号とし、同項第四項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第二号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「第一項第十号」を「第一項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第十三条の二第四項に次の一号を加える。
八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社
イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けた信託業務を営む銀行(以下この号口において「信託兼営銀行」という。)
ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第十三条の二第六項中「から第八号まで又は第十号」を「から第十一号まで又は第十三号」に改め、同項第九項中「第一項第八号」を「第一項第十号」を「から第十一号まで又は第十三号」に改め、同項第十一号に改め、同条に次の二項を加える。

十一 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用について

は、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とする。

10 第十六条の四第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号口中「保険専門関連業務」の下に「当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第四条第一項及び第五条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に改める。
五 第七条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託会社等の商号又は名称

第六条の四第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十 信託専門会社 第十六条の四第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十二 信託専門会社 第十六条の四第一項第二号を同項第三号とし、同条第三項中「から第七号まで若しくは第九号」を「から第十号まで若しくは第十二号」とし、同

に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一項第十号」に改める。

(貸付信託法一部改正)

第三十九条 貸付信託法(昭和二十七年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)」を「信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十条第一項(免許)の免許を受けた者をいう。)又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十号)第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けた金融機関をいう。次項第十一号において同じ。)を「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「左の」を「次に」に改め、同項第十一号中「信託業法(大正十一年法律第六十五条)」を「信託業務を営む金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四」に改める。

四 第四条第一項及び第五条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に改める。

五 第七条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託会社等の商号又は名称

第六条第四項中「代表取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、代表執行役)」を「信託会社等を代表する役員」に改め、同項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加える。

六 第四十一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法

律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(一部改正))

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。)

(第三条第二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。)

(信用保証協会法の一部改正)

(第四十二条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第一百九十六号)の一部を次のように改正する。)

(第二十五条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。)

(労働金庫法の一部改正)

(第四十三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。)

(第五十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。)

(第五十八条の二第二十一項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書」を「信託業法(平成十六年法律第一号)第十四条第一項ただし書」に改める。)

(第五十八条の五第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務」を「信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。)に改め、同項中第四号を削り、第六号を第八号と

し、第五号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。)

五 信託業法第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むものの当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの。

ヒ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

ホ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの。

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

チ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの。

ツ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務の議決権の数を超えて保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの。

ヌ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの。

法第二条第一項(定義)に規定する信託業をい

う。第五号において同じ。」に改め、同項第六

号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同

号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第

六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六

号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随

し、又は関連する業務として内閣府令・厚

生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第三項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社

である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号

において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする

前項第八号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該労働金庫

連合会の子会社である信託兼営銀行又は

信託専門会社の子会社のうち内閣府令・

厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第三項中「から第四号まで又

は第六号」を「から第六号まで又は第八号」に改

め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第

六号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の

規定により同項に規定する信託業務を行つ場

合における第一項第六号の規定の適用につい

ては、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該労働金

庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労

働金庫連合会又はその子会社」とあるのは、

「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等

が合算して、当該労働金庫連合会の子会社」

とする。

第五十八条の六第一項中「から第四号まで及

び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改

める。

第九十一条第二号中「第四号若しくは第五号」

を「第六号若しくは第七号」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第一百五十五条の一部を次のように改正す

る。

第四十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律

第一百五号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第五項中「信託業務を営む銀行を

含む。以下同じ。」を「(信託業法(平成十六年法

律第 号)第三条又は第五十三条第一項の

免許を受けたものに限る。以下同じ。)、信託業

務を営む金融機関」に改める。

第一百三十三条の二第一項中「信託会社」の下に

「信託業務を営む金融機関」を加え、同条第二

項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金

融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下

に「信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百三十六条の三第一項第一号中「信託会社」

の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え

る。

第一百五十九条第六項中「信託会社」の下に

「信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百五十九条の二第一項中「信託会社」の下に

「信託業務を営む金融機関」を加え、同条第二

項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金

融機関」を加える。

(日本道路公团法の一部改正)

第一百四十五条 日本道路公团法(昭和三十一年法律

第六号)の一部を次のように改正する。

第六号(第一部)の一部を次のように改正する。

第二十六条第八項中「基き」を「基づき」に、

「信託会社」を「信託業者」に改める。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四十六条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正す

る。

第三十三条第三号中「銀行又は信託会社」を

「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改め

る。

(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)

第一百三十三条又は第五十三条第一項の

免許を受けたものに限る。以下同じ。)、信託業

務を営む金融機関」に改める。

(首都高速道路公團法の一部改正)

第五十七条 第首都高速道路公團法(昭和三十四年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正す

る。

第三十七条第八項中「信託会社」を「信託業者」

に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二条第一項中「信託会社」を削り、同条第

二項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)

第九条を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第四十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及

び振興に関する法律(昭和三十二年法律第一百六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の三第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(企業担保法の一部改正)

第四十九条 企業担保法(昭和三十三年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「信託会社」の下に「(信託業

法(平成十六年法律第一号)第三条又は第五

十三条第一項の免許を受けた者をいう。)」を加

える。

(航空機工業振興法の一部改正)

第五十条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第一百五十号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第一項第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信

託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年

法律第四十三号)第一条第一項の認可を受

けた金融機関をいう。)への金銭信託

(首都高速道路公團法の一部改正)

第五十一条 首都高速道路公團法(昭和三十四年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正す

る。

第三十七条第八項中「信託会社」を「信託業者」

に改める。

(国民年金法の一部改正)

第一百三十七条第八項中「信託会社」を「信託業者」

に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第五十三条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第一百六十号)の一部を次のように改正す

る。

第一百三十七条の十五第四項及び第六項中「信

託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を

加える。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第一百三十七条の十五第四項及び第六項中「信

託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を

加える。

(第七十七条第一項第三号中「銀行」を「金融機

関」に改める。

<p>(割賦販売法の一部改正)</p> <p>第五十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条の三第四項中「信託会社」を削る。</p> <p>(商店街振興組合法の一部改正)</p> <p>第五十五条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(第六十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。)</p> <p>(漁業災害補償法の一部改正)</p> <p>第五十六条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十三条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p>	<p>(核燃料サイクル開発機構法の一部改正)</p> <p>第五十七条 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条第三号を次のように改める。</p> <p>(金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)に改めること。</p> <p>(漁業災害補償法の一部改正)</p> <p>第五十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中十二の項を削り、十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。</p> <p>(住民基本台帳法の一部改正)</p> <p>第五十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改止する。</p> <p>第六十一条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改止する。</p> <p>第六十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、前条の規定による改正後の外國証券業者に関する法律第六条第一項第八号に該当する者とみなす。</p> <p>(預金保険法の一部改正)</p> <p>第六十四条 預金保険法(昭和四十六年法律第十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十五条 第二条第二項第四号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」に改める。</p> <p>第六十六条 第百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。</p> <p>第六十七条 第百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。</p> <p>第六十八条 第百三十二条第一項中「(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」を削る。</p> <p>第六十九条 第百五十条第三項第三号中「第十条各号」を「第十五条各号」に改める。</p> <p>(勤労者財産形成促進法の一部改正)</p> <p>第六十五条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条 第六条第一項第一号中「信託会社」を削り、「その他の金融機関」の下に「信託会社(信託業</p>
<p>八 金融庁又は財務省</p> <p>信託業法(平成十六年法律第二号)による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同条第三項(同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の更新、同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項(同条第五項(同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の認可、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項(同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の認可、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項(同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>第六十二条 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十四条 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十五条 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。</p>	<p>(石油公団法の一部改正)</p> <p>第五十九条 石油公団法(昭和四十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十八条第三号を次のように改める。</p> <p>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託。</p> <p>(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)</p> <p>第五十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改止する。</p> <p>第六十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、前条の規定による改正後の外國証券業者に関する法律第六条第一項第八号に該当する者とみなす。</p> <p>(預金保険法の一部改正)</p> <p>第六十四条 預金保険法(昭和四十六年法律第十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十五条 第二条第二項第四号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」に改める。</p> <p>第六十六条 第百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。</p> <p>第六十七条 第百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。</p> <p>第六十八条 第百三十二条第一項中「(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」を削る。</p> <p>第六十九条 第百五十条第三項第三号中「第十条各号」を「第十五条各号」に改める。</p> <p>(勤労者財産形成促進法の一部改正)</p> <p>第六十五条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条 第六条第一項第一号中「信託会社」を削り、「その他の金融機関」の下に「信託会社(信託業</p>
<p>官報(号外)</p>	<p>第十四条第一項並びに第二十二条第一項第四号及び第五号中「信託会社」を削る。</p> <p>(外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、前条の規定による改正後の外國証券業者に関する法律第六条第一項第八号に該当する者とみなす。</p> <p>(預金保険法の一部改正)</p> <p>第六十四条 預金保険法(昭和四十六年法律第十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十五条 第二条第二項第四号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」に改める。</p> <p>第六十六条 第百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。</p> <p>第六十七条 第百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。</p> <p>第六十八条 第百三十二条第一項中「(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四」を削る。</p> <p>第六十九条 第百五十条第三項第三号中「第十条各号」を「第十五条各号」に改める。</p> <p>(勤労者財産形成促進法の一部改正)</p> <p>第六十五条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条 第六条第一項第一号中「信託会社」を削り、「その他の金融機関」の下に「信託会社(信託業</p>

官 報 (号 外)

子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社

社等が合算して、当該銀行又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

六 信託業法(平成十六年法律第一号) 第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

第十六条の二第一項第三号の二を同項第四号とし、同項第二項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第二号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号口中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

第十六条の二第二項に次の一号を加える。
八 信託子会社等 銀行の子会社である次に
掲げる会社
イ 兼営法第一条第一項(兼営の認可)の認
可を受けて信託業務を営む銀行(以下「信

口 信託専門会社又は信託業を営む外国の
会社

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする
前項第十三号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該銀行の子
会社である信託兼営銀行又は信託専門会
社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第十六条の二第四項中「から第八号まで又は
第十号」を「から第十一号まで又は第十二号」に
改め、同条第七項中「第一項第八号」を「第一項
第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

8 銀行が信託兼営銀行である場合における第
一項第十一号の規定の適用については、同号
イ、ハ、ニ及びト中「当該銀行の信託子会社
等が合算して、当該銀行又はその子会社と
あるのは、「当該銀行又はその信託子会社等
が合算して、当該銀行の子会社」とする。

第十六条の三第一項中「から第四号まで、第
八号及び第十号」を「から第六号まで、第十一号
及び第十三号」に改める。

第三十四条第四項中「信託業務を営む他の銀
行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託
業務を営む他の金融機関」に改める。

第五十二条の四第一項中「信託会社」の下に
「(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許
業務を営む他の金融機関)」を加える。

第五十二条の二十三第三項第九号を同項第十
二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同
項第七号口中「保険専門関連業務を」の下に
「当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専

門会社及び信託業を営む外国の会社のいれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務を」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第五十二条の二十三第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 信託専門会社

第五十二条の二十三第一項第二号の二を同項第三号とし、同条第三項中「から第七号まで若しくは第九号」を「から第十号まで若しくは第十一号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一項第十号」に改める。

第五十三条の二十四第一項中「から第三号まで、第七号及び第九号」を「から第五号まで、第十号及び第十二号」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第八号又は第九号」を「第十一号又は第十二号」に改め、同条第三項第三号中「第七号又は第八号」を「第十号又は第十一号」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第七十五条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

けた金融機関をいう。)への金銭信託

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第七十六条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第三項中「(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項第三号に規定するものに限る。)」を削る。

第三十一条の三第三項中「(信託業法第五条第一部改訂)」を削る。

一項第三号に規定するものに限る。)」を削る。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改訂)

第七十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)」を「信託業法(平成十六年法律

号)」に改める。

第八十条 保険業法の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第六十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第六十七条 第二項中「(信託業法(大正十一年法律の一部を次のように改正する。)

第六十八条第二項中「銀行」を「金融機関」に改めたものに限る。)」を加え、「銀行」を「金融機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(信託業法の適用除外)

第四十八条の二 信託業法第六章の規定は、商

品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第七十八条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「信託会社」を「信託業法

(平成十六年法律第十六号)第三条又は第五十条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。)」に改め、同条第六項中「金融機関」の下に「及び第一項の政令で定める信託会社」を加える。

(更生保護事業法の一部改正)

第七十九条 更生保護事業法(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(保険業法の一部改正)

第八十条 保険業法の一部を次のように改正する。

第六十七条第四項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)」を「信託業法(平成十六年法律第号)」に改める。

第六十八条第二項中「銀行」を「金融機関」に改め、同項に後段として次のように加える。

第六十九条第六項中「第三条第二項ただし書き」を「第十四条第二項ただし書き」に改め、同条第八

項中「合併後の信託会社」とあるのは、「組織変更後の相互会社」と読み替えるものとする。

第七十条 第二項中「(信託会社)」の下に「(信託業法第三条第一項の免許を受けたものに限る。)」を加え、「銀行」を「金融機関」に改めたものに限る。)」を加える。

第六十一条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十二条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十三条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十四条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十五条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十六条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十七条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十八条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第六十九条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第七十条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第七十一条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第七十二条 第二項中「(信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。)

第十一條第十項	
第七条第三項の登録の更新がされなかった場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録出若しくは措置若しくは当該	保険業法第一百三十三条规定により同法第三条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第三条第一項の免許
第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録	保険業法第一百三十三条规定により同法第三条第一項の免許
第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録	保険業法第一百三十三条规定により同法第三条第一項の免許
第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録	保険業法第一百三十三条规定により同法第三条第一項の免許

官 報 (号 外)

第一百六条第一項第九号を削り、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十三号とし、同項第八号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 信託業(信託業法第二条第一項(定義)に規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第八号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあっては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務の当該会社の議決権について、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 銀行専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする法律第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

二 その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

号を第八号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 信託業法第二条第三項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。)を営む外國の会社(以下「信託専門会社」という。)

第一百六条第二項第一号中「第八号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「又は証券業」を「証券業又は信託業」に改め、同項第六号ロ中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号ロ中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六 第一百六条第二項に次の二号を加える。

八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第一百六条第四項中「から第九号まで又は第十一号」を「から第十二号まで又は第十四号」に改め、同条第七項中「第一項第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第一百七条第一項中「から第五号まで、第九号及び第十一号」を「から第七号まで、第十二号及び第十四号」に改める。

第一百二十七条第一項第二号中「第九号又は第十号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第一百四十三条第四項を次のように改める。

4 信託業法第四十条第二項(異議を述べた受益者の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用する。この場合において、同項中「合併後の信託会社」とあるのは、「事業譲渡により事業を譲り受けた保険会社」と読み替えるものとする。

第一百七一条第二項中「第十六条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第一百七十三条の九第二項を次のように改める。

2 信託業法第四十条第二項(異議を述べた受益者の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「合併後の信託会社」とあるのは、「分割により事業を承継した保険会社」と読み替えるものとする。

第一百九十九条中「第九項」を「第十項」に、「資本金(相互会社二付テハ基金)保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額」とあるのは「保険業法第百九十九条ノ供託金ノ他ノ内閣府令ニ定ムルモノノ額ノ合計額」を「百三十三

条若しくは第三十四条の規定により同法第三

条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第三条第一項」とあるのは「第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第二百八十五条第一項」と、「第二百三十三条又は第二百三十四条の規定により同法第三条第一項」とあるのは「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項」と、「第二百三十三条の規定により同法第二百八十五条第一項及び第二百九十九条中「第百十一条第一項及び第二百九十九条中「第百十一条第一項」と、「第二百三十三条の規定により同法第二百八十五条第一項」とあるのは「第二百九十九条において準用する。この場合は、第百九十九条において準用する第二百四十九条第一項第一号中「第二百十九条第二項」との下に「第二百九十九条において準用する第二百四十九条第一項第一号中「第二百十九条第一項」とあるのは「第二百三十一條若しくは第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一條若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二百八十五条第一項」と、「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第二百三十二条第一項第一号、第二号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

第一百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項第一号、第二号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に違反して、供託を行わなかつた者

次に次の一号を加える。

十一 信託業を営む外国の会社(前三号に掲げる会社に該当するものを除く。) 第二百七十七条の二中第五号を第六号とし、第六号とし、第六号を第八号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三百十七条の二中第五号を第六号とし、第一号として次の一号を加える。

十一 信託業を営む外国の会社(前三号に掲げる会社に該当するものを除く。) 第二百七十七条の二中第五号を第六号とし、第六号とし、第六号を第八号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三百十七条の二中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

十一 信託業を営む外国の会社(前三号に掲げる会社に該当するものを除く。) 第二百七十七条の二中第五号を第六号とし、第六号とし、第六号を第八号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三百十七条の二中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

官 報 (号外)

て準用する場合を含む。)において準用する

信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

第三百二十一條第一項第二号中「第三百十七条第一号」を「第三百六条の二又は第三百十七条第一号」に、「第七号又は第八号」を「第七号若しくは第八号」に改める。

第二百三十四条第三号を削り、同条第四号中

「信託業法第九条の規定又は同条」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十五条を次のように改める。

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者

二 第九十九条第八項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)において準用する

信託業法第十二条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者
(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第八十一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第八十二条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一号)」を削り、「第三十二号」の下に「信託業法第一条の認可を受けた金融機関をいう。」に改める。

第二百三十四条第三号を「第三百四十四条第三項」とする。

第三十二条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第六十六条第四号中「特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七条)」を削り、「第三十二号」の下に「信託業法(平成十六年法律第二百四十四条)第一号」を加え、同条第三号中「第三十二条第四項」を「第二百四十四条第三項」に改める。

第二百三十四条第三号を「第三百四十四条第三項」とし、第五項を第四項とする。

第二百四十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二百四十六条及び第二百四十七条中「第二百四十四条及び第二百四十五条」を「第二百四十四条第三項及び第二百四十五条」に改める。

第二百四十七条第二項中「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第三項及び第二百四十五条」に改める。

第二百二十三条第三項中「第二百四十四条第五項」を「第二百四十四条第四項」に改める。

第二百二十七条第二項中「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第二項(同項とし、第二百四十四条第三項)」に改める。

第二百二十三条第三項中「第二百四十四条第五項」を「第二百四十四条第四項」に改める。

項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り消された場合、同法第六十条第一項の規定により同法第五十四条第一項の登録を取り消された場合又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同

法第一条第一項の認可を取り消された場合における前項の規定の適用については、同項中「権利者集会の決議」とあるのは、「権利者集会の決議又は内閣総理大臣」とする。

第二百二十三条第三項中「第二百四十四条第五項」を「第二百四十四条第四項」に改める。

れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律第六十六条第四号に該当する者とみなす。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第八十八条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 機械類その他の物品を使用させる契約で

あつてその使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)が一年を超えるものであり、かつ、使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権

又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額に改め、「(特定債権を除く。)」を削り、同号(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)の次に次の二号を加える。

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他

の物を利用することなく、購入者から代金を六月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約(以下この号において「機械類販売契約」という。)又は購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第四項に規定する指定商品を販売する契約(機械類販売契約を除く。)に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

(独立行政法人通則法の一部改正)

第九十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項及び第十二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第九十三条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「銀行又は信託会社」を

「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改め

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「以下」を「以下この号及び次号において「に、購入し又は」を「購入し、又はに改め、「当該金額」の下に「又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」を加え、「(特定債権を除く。)」を削り、同項第六号中「以下」を「以下この号において」に改め、「(特定債権を除く。)」を削り、同項第七号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価」

約であつた契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者であつたものについては、前条の規定による改正後の特定融資枠契約に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国際協力銀行法の一部改正)

第九十一条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項及び第十二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第九十六条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第六号イ及びハからホまで」を「第六号イ、ハ及びニ」に改め、同項第五号中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改め 同項第六号イ中「並びにハ及びニ」を「及びハ」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第九十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第三号を次のように改め

を営む金融機関」に改める。

(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)

第九十五条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号を次のように改め。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(年金資金運用基金法の一部改正)

第九十四条 年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二百三十二条)第三号又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務

及び次号において「に、購入し又は」を「購入し、又はに改め、「当該金額」の下に「又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」を加え、「(特定債権を除く。)」を削り、同項第六号中「以下」を「以下この号において」に改め、「(特定債権を除く。)」を削り、同項第七号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価」

約に関する法律の施行の際現に特定融資枠契約に関する法律第二条に規定する特定融資枠契約(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第一号から第四号まで」を「第一号から十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三号まで」に改め、同号を同条第六号とす。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第九十三条 第十三条第四項中「信託会社」の下に「若しくは信託業務を営む金融機関」を加える。

(年金資金運用基金法の一部改正)

第九十四条 年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二百三十二条)第三号又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律

官 報 (号外)

法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託(著作権等管理事業法の一部改正)
第九十八条 著作権等管理事業法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一条及び第二条」を「信託業法(平成十六年法律第二号)第三条」に改め、

同条第二項を削る。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第九十九条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

(政令)

第一百三条第一項中「みなされる者」の下に「信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。」を加える。

(中間法人法の一部改正)

第一百条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第一百一条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第一項第一号中「(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一項第一号中「みなしされる者」の下に「信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。」を加える。)」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第一百五十五条第一項第一号中「(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一項第一号中「みなしされる者」の下に「又は第百五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。」)」に改め、

第六十六条第二項中「信託会社」の下に「又は第百五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。」又は信託業務を営む金融機関に改める。

第六十六条第二項中「信託会社」の下に「又は第百五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。」又は信託業務を営む金融機関に改める。

信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項

中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機

関」を加える。

第九十三条中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第一百二条 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第五十二条中「信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第百三号)第一条第一項の認可を受けた金融機

関(以下「信託会社等」という。)」を「信託会社等

号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。」又は信託業務を営む金融機

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭

和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可

を受けた金融機関をいう。以下同じ。)をいう。

以下同じ。」に改める。

第一百二十九条第一項中「及び次条」を「次条

及び第一百三十条」に改め、同条の次に次の一条

を加える。

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

及第百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社

債等について、当該振替社債等に係る当該信

託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が

第五十三条第二項中「信託業務を営む銀行若

しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務

を営む金融機関」に改める。

第五十四条第三項第五号中「第七十二条第一

項第二号の二」を「第七十二条第一項第三号」に

改める。

第七十二条第一項第一号中「金融機関の信託

業務の兼営等に関する法律により同法第一条第

五条及び第一百二十七条において準用する場合

を含む。)又は第百五条第二項、第一百六条第二

項、第一百九条第三項若しくは第百十条第三項の義務をいう。以下この条において同じ。)を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機

関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済

義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一

項第四号の規定は、適用しない。

附則第三十三条中「第四十九条の十一」を「第

四十九条の十一第一項」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第一百三条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改止する。

(確定拠出年金法の一部改正)

第一百二十三条第一項第一号中「(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)」に改める。

第八条第一項第一号中「(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)」に改める。

信託業務を営む金融機関に改める。

第二十三条第一項第一号中「信託会社」の下に

「又は信託業務を営む金融機関」を加える。

及第百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社

債等について、当該振替社債等に係る当該信

託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が

第五十三条第二項中「信託業務を営む銀行若

しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務

を営む金融機関」に改める。

第五十四条第三項第五号中「第七十二条第一

項第二号の二」を「第七十二条第一項第三号」に

改める。

第七十二条第一項第一号中「金融機関の信託

業務の兼営等に関する法律により同法第一条第

五条及び第一百二十七条において準用する場合

一項に規定する信託業務」を「信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。)」に改め、同項第五号を削り、同項第七号中「次項第二号」を「次項」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。次項において同じ。)を営む外国の会社第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)

八 徒属業務又は金融関連業務を専ら営む会

社(徒属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務

のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合に

は、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業

務のいすれも営むもの 当該会社の議決

権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子

会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議

決権の数を超えて保有し、かつ、農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林

中央金庫又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保

有する当該会社の議決権の数を超えて保

有しているもの

口 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社と子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる会社

二 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務、証券業又は信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるものを

える。

11 農林中央金庫が第五十四条第八項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第八号の規定の適用については、同号イ及びハ中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

子会社等が合算して、農林中央金庫の子会社とする。

第73条第一項中「第二号、第五号及び第七号」を「から第四号まで、第八号及び第十号」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律一部改正）

第百五条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十七号を削り、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に第一号を加える。

二十二条中第二十七号を削り、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に第一号を加える。

二十四 信託業法（平成十六年法律第二号）第二条第十一項に規定する信託受益権

販売業者

二 前項において、次の各号に定めるところによる。

一 従属業務 第五十二条第一項各号に定めるもの

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に定めるもの

三 証券専門関連業務 第五十六条第一項各号に定めるもの

四 信託専門関連業務 第五十七条第一項各号に定めるもの

五 信託業法（平成十六年法律第二号）第二条第十一項に規定する信託受益権

販売業者

二 前項において、次の各号に定めるところによる。

一 従属業務 第五十二条第一項各号に定めるもの

定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業に該当する信託受益権販売業を営む者については、前条の規定による改正後の金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百七条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八条中「信託業法」の下に「（平成六年法律第二号）」を加え、「第十条第二項」を「第三十条第二項」に改める。

附則第五十九条中「第十条第二項」を「第三十号」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第六条 法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。）

第百八条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

（第九十七条第一項第三号を次のように改める。）

第百九十七条第一項第三号を次のように改める。

（第九十七条第一項第三号を次のように改める。）

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（日本郵政公社法の一部改正）

第百九条 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七条）の一部を次のように改正する。

第四十一条第十号中「（信託業務を営む銀行）を含む。」を「又は信託業務を営む金融機関（金融機

官 報 (号 外)

関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八

年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機關をいう。」に改める。

第四十六条第一号中「信託会社」を「信託業務を営む金融機関」に改める。

「社」を「金融機関」に改める。
（株式会社産業再生機構法の一部改正）

株式会社産業再生機構法の「社」を「金融機関」に改める。

条第一項の認可を受けた」を「信託業務を営む」に改める。

の宣告」を「破産手続開始の決定」、「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産

とを「破産手続」とに改め、同項第四号及び同条第三項「〔皮至三〕」を「〔皮至三〕壳開台」に改めた。

同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号

中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十九条第四号中「破産により」を「破産開始の日より」に改め、同法第二号

手続開始の決定によりに改め 同条第五号
中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則第十二条第四項中「及び外国証券業者に

する法律」を「外国証券業者に関する法律及
信託業法」に改め、同条第五項中「使用済自動

の再資源化等に関する法律」の下に「信託業

「」を加える。

イ動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律の一部改正)

十七条 不動産登記法の施行に伴う関係法

の整備等に関する法律(平成十六年法律
号)の一部を次のよう改正する。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第

十九条とし、第八十七条の次に次の二条を加

(信託業法の一部改正)

八十八条 信託業法（平成十六年法律）

第四条第二項第二号及び第八条第二項第二号の一部を次のように改正する。

号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項

「証明書」に改める。

第五十二條第二項の表第八條第二項第一号の項を次のように改める。

一九

第八条第二項第二号

会社の登記事項証明書

登記事項証明書

で定める。
(検討)

第五十三条第三項第一号、第五十四条第四項第一号、第六十八条第二項第三号及び第八十七条第二項第二号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第一百八条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように

に改正する。

第一百一一条第一項第三号中「信託業務を営む

銀行を含む。」を「信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免

許を受けたものに限る。」又は信託業務を営む金融機関に改める。

第一百九条 農業協同組合法及び農業信用保証保

険法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一百九十九条 農業協同組合法及び農業信用保証保

険法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一百九十九条 農業協同組合法第十二条第二

項第三号の改正規定中「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

第一条のうち、農業協同組合法第九十七条の次に二条を加える改正規定中「第十二条の四十七第一項第三号又は第四号」を「第十二条の四十七第一項第五号又は第六号」に改める。(金融庁設置法の一部改正)

第一百二十条 金融庁設置法(平成十年法律第百三

十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)」を削り、同号クを削り、同号オを同号クとし、同号ノ中「第一百六十

三条第一項」を「第一百六十三条」に改め、同号ノを同号オとし、同号ラからヰまでを同号ムからノまでとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)、信託契約代理業又は信託受益

(処分等の効力)
権販売業を営む者

第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
信託業法案(内閣提出、第一百五十九回国会閣法第八五号)に関する報告書

第一条のうち、農業協同組合法第九十七条の第三号の改正規定中「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

第一条のうち、農業協同組合法第九十七条の次に二条を加える改正規定中「第十二条の四十七第一項第三号又は第四号」を「第十二条の四十七第一項第五号又は第六号」に改める。(金融庁設置法の一部改正)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例による。

その効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由
信託の活用に対するニーズ等へ柔軟に対応し国民経済の健全な発展に資する観点から、信託の引受けの対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業を営む者等に向け新たな資格要件を定める等、信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業を営む者等に向け必要な事項を定めることにより、信託に係る取引の多様な扱い手の参入を可能としつつ、信託の委託者及び受益者の保護を図るために、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。2 信託業の担い手の拡大
(一) 金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とするとともに、委託者や受益者の保護を図るため、信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置することとする。理由
信託の活用に対するニーズ等へ柔軟に対応し国民経済の健全な発展に資する観点から、信託の引受けの対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業を営む者等に向け新たな資格要件を定める等、信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業を営む者等に向け必要な事項を定めることにより、信託に係る取引の多様な扱い手の参入を可能としつつ、信託の委託者及び受益者の保護を図るために、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。3 信託サービスの利用者の窓口の拡大
信託サービスの提供チャネルの拡大の観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等のサービスを提供する信託契約代理店及び信託受益権の販売等のサービスを提供する信託受益権販売業者の制度を設け、これらの方による取引の公正を確保するための規制等を整備することとする。4 施行期日
この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。二 議案の可決理由
本案は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの扱い手の拡大等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。1 受託可能財産の範囲の拡大
あらゆる財産権について信託を可能とするため、受託可能財産の制限を撤廃することとする。この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令

第である。

官 報 (号 外)

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年十一月十二日

財務金融委員長 金田 英行
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

信託業法案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 受託可能財産の範囲の拡大及び信託業の担い手の拡大にあたっては、受託者保護を図るために、信託会社に対し適切な法令遵守体制を整備するよう指導・監督すること。
- 一 過去、一部信託銀行について、忠実義務、善良注意義務及び分別管理義務等の法令遵守体制に重大な問題があつたことから、過去の事例を踏まえ、より適正な業務遂行がなされるよう努めること。
- 一 さらなる投資家保護を図るため、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方方に立った投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。
- 一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における健全な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会(SEC)を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能等の強化について検討すること。
- 一 次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日可
郵便物認可

平成十六年十一月十六日 衆議院会議録第十一号

発行所
二東京一 番地○ 立四港五 行政區八 法人虎ノ四 國立門二 印刷局丁 目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 二三〇円 (税)